

令和 7 年第 3 回西郷村議会定例会  
議事日程（3号）

令和 7 年 9 月 9 日（火曜日）午前 10 時開議

日程第 1 一般質問

No. 4 12番 藤田 節夫 君 (P 59～P 69)

No. 5 13番 上田 秀人 君 (P 70～P 90)

No. 6 11番 鈴木 勝久 君 (P 91～P 109)

・出席議員（16名）

1番 小澤佑太君	2番 須藤正樹君	3番 山崎 昇君
4番 鈴木昭司君	5番 大竹憂子君	6番 鈴木 修君
7番 君島栄一君	8番 鈴木武男君	9番 河西美次君
10番 真船正康君	11番 鈴木勝久君	12番 藤田節夫君
13番 上田秀人君	14番 大石雪雄君	15番 矢吹利夫君
16番 真船正晃君		

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長 高橋廣志君	副村長 真船貞君
教育長 秋山充司君	会計管理者兼 会計室長 入来真由美君
参事務課長 田部井吉行君	企画政策課長 関根 隆君
財政課長 渡部祥一君	防災課長 木村三義君
税務課長 須藤隆士君	住民生活課長 仁平隆太君
福祉課長 相川佐江子君	健康推進課長 田島貴志君
環境保全課長 今井学君	産業振興課長 相川哲也君
建設課長 添田真二君	上下水道課長 相川 晃君
学校教育課長 緑川 浩君	生涯学習課長 黒須賢博君
農業委員会事務局長 鈴木弘嗣君	

・本会議に出席した事務局職員

参考事務局長 兼監査委員 主任書記	和知正道	事務局次長兼 議事係長兼 監査委員書記	佐川典孝
議会事務局 庶務係長	金田百合子		

◎開議の宣告

○議長（真船正晃君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（真船正晃君） それでは、本日の日程に入ります。

本日の日程は一般質問であります。

質問は、通告順に行います。質問は、会議規則第63条の準用規定により、一問一答方式で行います。また、質問時間は答弁も含め、1人につき約90分以内を原則といたします。

なお、質問及び答弁は西郷村議会運営確認事項にのっとり、簡潔明瞭に努めるようお願いいたします。

それでは、通告第4、12番藤田節夫君の一般質問を許します。12番藤田節夫君。

◇12番 藤田節夫君

1. 子育て支援について
2. 福祉行政について

○12番（藤田節夫君） おはようございます。12番、日本共産党の藤田です。

通告に従いまして一般質問を行います。

初めに、子育て支援として、将来の胃がん予防に中学生にピロリ菌健診を実施したらどうかということでお伺いします。

南相馬市では、医師会と協力して胃がんリスクが高まるとされるピロリ菌を早いうちに除去しようと、中学3年生を対象に感染検査を実施しています。菌が見つかった場合の除菌治療費も全額公費で行われています。また、将来のがん予防につながるとして全国の自治体に広がってきてています。検査手順は至って簡単で一次検査は採尿のみで、1か月ほどで検査結果が判明します。陽性の場合は二次検査として便検査などを実施します。感染が判明すれば、薬を飲んで除菌治療をします。スクリーニングの費用は約数百円から1,000円程度で検査や治療は任意で行われ、検査費用は全て市が負担します。ピロリ菌は胃がんリスクを高めます。

ピロリ菌は1983年に発見され、その後研究で、慢性胃炎や胃潰瘍などの原因にもなっていることが分かりました。胃がんの約99%はピロリ菌感染の影響があるとする研究結果も出ています。日本では、50歳以上の約半数以上が感染されているとされ、感染者は約6,000万人以上に上ると言われています。感染の原因はまだはっきりと分かっていませんが、途上国の飲料水からの感染が報告されています。ほかには、親が保菌していると子どもの感染率の高いことから、子どもが幼少時に食べ物の口移しなどで感染すると考えられています。

ピロリ菌は、除菌することで胃がんのリスクを3分の1程度に抑えることができると言われています。村でも、将来の胃がんの予防に、村の公費で中学生にピロリ菌検査をするべきだと思いますが、伺います。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田島貴志君） 12番、藤田議員の一般質問にお答えいたします。

中学生に対するピロリ菌健診を実施するべきではないかとの一般質問であります。

ピロリ菌は慢性胃炎や胃潰瘍の主な原因であり、長期的には胃がんの発症リスクを高めることが知られています。そのため、将来の胃がん予防を目的として、中学生や高校生の世代を対象に検査を行う取組が一部の自治体で進められております。

福島県内では、議員お話のとおり、南相馬市におきまして、中学生を対象にピロリ菌検査を実施しており、将来の胃がんのリスクが分かり予防につながると肯定的な意見がある一方、現時点では、中学生の段階でピロリ菌を除菌することが、将来的な胃がんの予防に直結するという科学的な根拠は十分に確立されておりません。

さらに、抗菌薬を用いた除菌治療に伴う副作用や、耐性菌の問題、過剰診療、過剰治療の懸念といった課題も指摘されているところであります。そのため当面は、他自治体の状況、国の動向の把握などに努めてまいりたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 再質問を行います。

この福島医大放射線健康管理学の齋藤宏章博士という人がいるんですけども、この人は、子どものピロリ菌検査について将来の胃がんのリスクが分かり、予防につながると指摘しています。また、ピロリ菌は近年の研究で胃がんとの関連が指摘されています。検査費用も安価なため、多くの自治体で取り組まれてきています。将来的に、地域の医療費を抑制するために実施をしている自治体もあるようです。村でも子どもの健康と将来を見据えて検討していくべきだと思いますが、村長の考えをお伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

南相馬市をはじめ、一部の自治体でピロリ菌及び除菌治療が実施されておりますが、中学生、高校生の新規における除菌が将来の胃がんの発症を確実に抑制するとの長期的な科学的根拠は、現時点では十分確立されているとは言えません。また、担当課長が先ほど申し上げましたが、抗菌薬の副作用や耐性菌、過剰診断の懸念もありますし、二次検査や除菌後の判定まで含めた医療体制の課題もあります。

こうした状況を踏まえますと、ただちに村において同様の事業を導入することについては、慎重にならざるを得ません。今後は南相馬市をはじめとした自治体の実施状況や成果、國の方針などを十分調査してまいりたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 科学的な根拠があまり十分でないということですが、全国的には九州の佐賀県では、2016年から県内の中学3年生約9,000人を対象に毎年実施をしております。大阪の高槻市ですか、そこでももう毎年中学生に予算を取って実施をしています。

これは皆さんもご存じのように、ピロリ菌を除菌したのかしないのかという話にな

りますけれども、実際本当に、胃がんはピロリ菌がある人はなりやすいということなので、今回初めてこの話を出したんで、これ新聞に載ってたんですね、民友新聞に大きく。それで、私取り上げたんですけども、そういう意味では、将来の子どもの健康も含めて村でもぜひ検討していただきたいと思います。

それでは、次の質間に移ります。

質問の2番目として、小・中学生の卒業アルバムの無償化について伺います。

卒業アルバムは、子どもたちにとって一生の宝物になります。今年卒業する子どもたちは、コロナ禍で様々な行事が縮小されたり、学校行事等に弊害が出たり、思い出づくりもいつもより少ない学校生活を送ってしまいました。また、近年の物価高騰の影響や子どもの減少などで単価が上がり、アルバム代も1万円から2万円前後とかなり高い単価になり、アルバム購入代も負担に感じる家庭も出てきていると聞きます。

ある自治体では、アルバム代が高額になり購入を諦める家庭や、保護者の間からアルバムの購入を任意にするよう求めている学校も出てきています。このような状況の中で、行政で補助を出すなど卒業生全員にアルバムが行き渡るよう対策を取っている学校も出てきています。

西郷村は、各学校ごとに金額が違うそうですが、約1万円から1万5,000円かかるそうです。3月期は上の学校に行くための準備にお金が必要となる時期です。村では今年度より、卒業アルバム代を就学援助項目に追加しました。生活困窮世帯にとっては朗報ですが、子育て支援の一環として、卒業生全員を対象に助成するべきだと思いますが、まず伺います。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） 12番、藤田節夫議員の一般質問にお答えいたします。

質問の中にもございましたが、就学援助制度、そちらの方に令和7年度より就学援助制度の支給項目に卒業アルバムを追加し、認定を受けている受けられている児童生徒のうち、小学6年生に上限としまして1万1,000円、中学3年生に対しましては上限としまして1万円を支給し支援している状況でございます。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 以前から求めていた就学援助項目にこのアルバム代を入れることができたということで、すぐ今年から入れていただきました。小学生が1万1,000円、中学生が1万円ということで、就学援助を受けている方は大変本当にうれしいと思っているかなと思います。そうでないと、全員が卒業アルバムをもらうのに、もらうというか買うんですけども、就学援助を受けている子どもたちはもらえないという寂しい結果になってしまふんで、この辺は大変ありがたいと思っております。

でも今は、義務教育に卒業アルバムもそうですけれども、制服も書道道具とかそういうものが全て無料ということでやっている自治体が相当出てきています。少子化ということもあって、最初の、当時は本当に子どもが少ないところを全額全て面倒見

る。最近は東京を中心に、そういうことがやられているんですよね。最近では品川区ですかね、品川区は完全無償ですからね。そういうところが出てきているんで、西郷村としても、せめてあと卒業アルバムくらいはやはり村で、僅かな金なので、全員にやはり楽しく卒業していただくということで、ぜひこの辺は面倒見ていただきたいと思いますけれども、再度お伺いします。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。先ほど課長の答弁にもありましたように、就学援助制度の中の項目に入っているということあります。村ではこれまで、学校教育の支援の充実を図ってきました。就学援助制度のほか、修学旅行費軽減補助金、小・中学校入学祝い金、中学校英語検定料補助金、そして給食の無償化を行っております。

近年デジタル技術の進展により、卒業アルバムの在り方も多様化しております。高価な印刷物を制作する代わりに、写真や動画を共有できるデジタルアルバムも利用したり、生徒自身が編集に参加したりする事例も増えております。今後も、卒業アルバムの形は変化してくることが予想されます。まずは、卒業アルバムの助成対象については、現状の就学援助制度の対象者として継続してまいりたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 最後のところがちょっと聞き取れなかっただんすけれども、言っていることは援助でやりたいということでしょうけれども、当然村長ここのところ、入学金から給食費の無料化とか、やってきたことは私も認めますけれども、まだまだ、子どもを育てるには大変苦労して育てていかなければいけないので、村に余裕があるとは言わないですけれども、そういうお金があれば全員が最後の卒業式に、ぱっとはい1万幾らだよと言われる家庭も大変だと思うんですよ。そういう意味では、ぜひ本当に卒業アルバム、全員に、好きな人だけ買って、それで済むんだらいいんですけども、どうしても子どもさんには持たせてあげたい親の心もあるので、ぜひこの辺は、村長の子どもを思う気持ち、多分村長にいっぱいあると思うんですよ、だから今までこうやって子どものために、いろいろ事業をやってきてていると思うんで、ぜひもう一步踏み込んで、村長にはこの写真を、アルバムを何とか全員が笑顔で卒業できるように無償化していただきたいと思いますけれども、もう一度申し訳ないけれどももう一度、村長の考えを聞きたいと思いますのでよろしくお願ひします。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 議員の思い伝わりました。しかしながらやはり、これは笑顔で卒業していただく、私もそういう思いであります。本当に現状では、就学援助制度の中で見ていくということでありますので、ご理解お願いしたいと思います。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 就学援助制度でやることですけれども、私も理解はしますけれども、今回はあれですけれども、ぜひ来年度あたりから考えていただいて、これ毎回問題になるんですよね、これ私やったことあるんですけれども、ほかの人もや

ったことあるんですよね、ここにはもういない後藤さんなんか、よくこれは無料にするべきだとか言っていた記憶、私にありますけれども、ぜひその辺も考慮しながら検討していただきたいと思います。

それでは、3番目の福祉行政について伺います。

福祉行政の1点目として、在宅で紙おむつを使用している世帯等にごみ袋を助成するべきだと思いますが、伺います。ということで出ています。

村では、寝たきり等高齢者に対して、紙おむつ支給事業を行っていますが、ごみ袋についてはこれまで減免は行ってきませんでした。白河市をはじめ、ごみ袋を有料化している多くの自治体では、紙おむつとごみ袋はセットで減免しています。紙おむつ等を使用している世帯は、ごみ袋は必需品です。低所得世帯の方々にとって決して安くはありません。在宅で介護している世帯の経済的負担を軽減するために、ごみ袋の助成をするべきではないでしょうか。伺います。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田島貴志君） 12番藤田議員の一般質問にお答えいたします。

村では、高齢者の在宅支援事業として、在宅で要介護認定を受けている高齢者等を対象に紙おむつの支給事業を実施しています。この制度につきましては、近隣市町村では住民税非課税世帯に属する要介護4、5の介護認定者のみを対象としている事例が多いのですが、村では、要介護4、5に限らず、要介護認定を受けていれば課税世帯でも対象としており、令和6年度の申請者が474名と他市町村と比べましても非常に多くの方に利用をしていただいている状況となっております。また、本村の紙おむつ支給事業は、申請者1人当たりの支給水準につきましても、手厚い助成となっていると考えております。

一方、近隣市町村では、ごみ袋の助成を行っているところもございますが、本村においては、現在のところごみ袋は助成の対象とはしておりません。議員ご指摘のとおり紙おむつだけでなく、その廃棄に関わるごみ袋の費用も高齢者の負担となっているとのご指摘は、そのとおりであると考えております。

つきましては、システム改修等検討しなければならない事項は出てまいりますが、現在支給している紙おむつの助成金をごみ袋の購入にも使用できるよう制度設計と具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） システム改修で、今まで紙おむつを手厚く配布していることで、その辺の何と言ったらいいか、私専門家ではないので分からぬんだけれども、そういうものを少な目ではないけれども、その辺のところをちょっと改修して、それをごみ袋に回すという理解でいいのかな。そういうシステム改修して、ごみ袋を配布していきたいということだと思うんですけども、今までごみ袋に対しては配給していないで、村長も分かるとは思うんですけども、ごみ袋がないと大変なんですね。おしつこの、おしつことか便の回収、大変、普通の家庭より相当な数、ごみ袋を使いますんで、今担当課長のほうからそういうことでごみ袋も支給できるかなと

いうことなんですかけれども、この件に関して村長はどのように思うのか、お伺いいたします。

○議長（真船正晃君）　村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君）　お答えいたします。ごみ袋とはセットで、そのように私も考えております。高齢者は本当に大変だということも私も重々承知しております。そんな中で、担当課長が先ほど申し上げましたとおり、本村の紙おむつ支給事業は対象者を幅広く設定させていただいております。また、申請者1人当たりの支給水準につきましても、手厚い助成となっていると考えております。

今後につきましては、議員のご提案も踏まえ、制度の公平性も考慮した上で、現行の紙おむつ助成費用をごみ袋にも使用可能とすることについて、具体的な検討を進めていきたいと考えております。

○議長（真船正晃君）　12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君）　具体的な検討を進めていくということで了解はします。けれども、そのほかに在宅で紙おむつを使う人たちがまだたくさんいます。例えば3歳児以下の赤ちゃんを抱えている世帯や透析をやっている方などは、やはり紙おむつを利用しているということをお聞きしますので、今回高齢者の在宅で介護している世帯ということなんですかけれども、こういったほかにも家庭で紙おむつを利用している世帯に対しても、ぜひごみ袋を支給してほしいなと思います。ネットを見るとほとんどの自治体では、ごみ袋を支給していますんで。これ家庭で処分するとなると、においもするし大変なんです。うちもね、たまたま孫できたんで、うちにも大変なんですよ。週1回や2回は必ず、重たいし持てない。そういう意味では、ぜひごみ袋も高いんだよね。大きい袋だと1,100円ですか、小さいのだと860円しますので、子育ても相当お金がかかるし、そういう意味では、ぜひ村長にはそっちのほうも考えていただきたい。今回は本当に、高齢者の介護、在宅介護の方にはごみ袋をなんとか支給したいという担当者から返答をもらいましたので、村長のほうから今の子育て支援、さらには紙おむつを使用している世帯に対してはごみ袋を支給することでお願いしたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君）　村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君）　先ほどお答えしたとおりでありますて、紙おむつとごみ袋はもうセットでありますので、議員の思い伝わりましたのでしっかりやっていきたいと思います。

○議長（真船正晃君）　12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君）　ぜひお願ひいたします。

次に、福祉行政の2つ目として、現行の健康保険証の発行が12月2日に廃止になります。現在、私たちが所持している健康保険証は、9月30日で使用できなくなりますが、その後の対応について伺います。

まず初めに、マイナ保険証を持っていない人について伺います。マイナ保険証を持っていない人は、どのような対応されるのかをお伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（仁平隆太君） ご質問にお答えいたします。

マイナ保険証を持っていない人につきまして、どういったことになるかということをございますが、全体的なお話からさせていただきたいと思います。

マイナ保険証の制度の開始に伴いまして、令和6年12月2日に、新規に従来の健康保険証の交付が停止され、経過措置としまして、それ以前に交付された従来の保険証につきましては、その保険証の有効期限または令和7年12月1日まで、引き続き医療機関で使用できることとされました。

西郷村の国民健康保険では、令和6年12月1日以前に交付された保険証が、今月末の9月30日で有効期限を迎えるので、10月1日以降につきましては、マイナ保険証の利用登録の有無によりまして、受診方法が異なってきます。

まず、マイナ保険証の登録がある方につきましては、マイナ保険証で受診していただくこととなります。マイナ保険証が、医療機関の機械の故障などで使えない場合には、マイナンバーカードと資格情報のお知らせを両方提示することによりまして、受信可能となります。それで、マイナ保険証の登録がない方につきましては、従来の保険証とほぼ同様の資格確認書を提示することによりまして、受診することとなっております。

なお、今月末の9月30日で有効期限が切れます従来の保険証をお持ちの方につきましては、今月中にマイナ保険証の登録がある方には、資格情報のお知らせ、マイナ保険証の登録がない方については、資格確認書を送付いたします。

また、後期高齢者医療保険につきましては、現在のところ、国の方針で、マイナ保険証の登録の有無にかかわらず、非保険者全員に資格確認書を交付することとされておりまして、今年の7月の従来の被保険者の一斉更新の際にも、被保険者全員に資格確認書が交付されているところでございます。

なお、従来の保険証が廃止されるに当たりまして、去年の一斉更新以降、チラシの送付や広報紙への掲載、ホームページの掲載等周知を行ってまいりましたが、今後も周知を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） ずらっと言われちゃったんであれなんですけれども、細かくお聞きしていきたいと思います。

要するに、マイナ保険証を持っていない方は資格確認書を全員に送るということでよろしいですか。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（仁平隆太君） 質問にお答えいたします。

マイナ保険証を持っていらっしゃらない方には、こちらから資格確認書を全員に送付するということでございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） この資格確認書は今までと変わらないもので、期間はいつまでなんですか。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（仁平隆太君） 質問にお答えいたします。

交付される資格確認書につきましては、形的には従前の保険証とほぼ同様となっておりまして、保険証という表記が資格確認書と変わっているところでございます。また、有効期限のご質問でございますけれども、以前の、従前の保険証につきましては、9月30日の有効期限としておりましたが、今度から資格確認書の中に高齢者の高齢者受給者証、負担割合が少なくなる高齢受給者証の交付割合を同時に記載することといたしますので、その高齢者受給者証の有効期限が7月31日とされておりましたことによりまして、資格確認書と一体化することによりまして、今回交付します資格確認書の有効期限は、令和8年の7月31日の有効期限ということで送付する予定となっております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 7月31日が期限となって、その後は高齢者受給者証と同じになって、その次の期限はそこから1年ということになるんですか。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（仁平隆太君） ご質問にお答えいたします。

今年交付される資格確認証が来年、令和8年7月31日有効期限とは申し上げましたが、今後は1年更新という形で毎年7月31日有効期限の1年で有効期限になる資格確認書を、毎年送付していくということになります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） その辺は了解しました。マイナ保険証を持っている方についてお伺いしますけれども、マイナ保険証の扱いですかね、先ほど資格情報のお知らせを皆さんに配布するということなんですねけれども、もう一度詳しくお願ひいたします。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（仁平隆太君） ご質問にお答えいたします。

マイナ保険証を持っている方、マイナンバーカードに保険証のひもづけができるいて、マイナ保険証として持ついらっしゃる方には、資格情報のお知らせという資格確認書とはまた別のものを送付することになりますが、基本的にはマイナ保険証の方はマイナ保険証のみで医療機関を受診することができるんですけども、もしもの話なんですけれども、医療機関においてマイナンバーカードで保険者情報が電子的に確認できないような不具合があった場合については、マイナンバーカードと資格情報のお知らせを両方提示することによって、医療機関で通常の医療の受信と同様に、受診ができるということになっております。資格情報のお知らせは、マイナンバーカード

をお持ちの方には、今回国民健康保険の保険者の方には資格情報のお知らせを送付するということになっております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） この資格情報のお知らせ、今課長のほうから言いましたけれども、マイナ保険証がもし確認できなかった場合は、その資格情報のお知らせを出して照合して受けてもらうということです。そうなると、このマイナ保険証だけでなくて資格情報のお知らせも常に持つていなくてはいけないというか、病院に行くときには。そういうことになると思うんですけども、もしそうならば家までもう一回帰って、その情報のお知らせを持ってくればいいということになるんですかね。その辺はいかがですか。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（仁平隆太君） ご質問にお答えします。

マイナ保険証が使えない場合という、万が一に備えてということでございますれば、マイナンバーカードと資格情報のお知らせを両方携帯しておいていただければ、安心かなというところでございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） これ資格確認書、私たちは資格確認書でやっているんですけども、マイナ保険証と両方あって、片方が先ほど話しました資格情報のお知らせを持って歩かなければいけないということで、混乱を生じるんじゃないかという意見も出ているんですけども、そういう意味で、東京のある区では、2か所なんすけれども、資格確認書を全員に配布するという自治体も出てきてはいるんですけども、村としてはその辺は考えていないですか。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（仁平隆太君） お答えいたします。

東京の幾つかの特別区で、マイナ保険証を持っているか持っていないかにかかわらず、今回は全員に資格確認書を送付するといった事例があるということは承知しております。しかしながら、そのような区におきましてもあくまで今年度のみの暫定的な措置と思われます。来年度以降は、やはりマイナ保険証をお持ちの方には資格確認書を送付しないということになるかと思われますので、実際上マイナ保険証という制度がスタートしてございますので、西郷村としましては、さらにマイナ保険証の制度につきまして周知を図っていきたいと思いますので、全員の方に資格確認書を送付するという考えは今のところございません。

以上です。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 村でのマイナンバーカードの保有率とマイナ保険証の利用登録率について伺います。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（仁平隆太君） ご質問にお答えいたします。

マイナンバーカードの保険証の利用登録者数の登録率でございますが、国民健康保険につきましては8月1日時点となりますと、被保険者数3,413人に対しましてマイナ保険証の登録者数は2,350人で、登録率は68.9%となっております。また、後期高齢者医療保険につきましては、こちらは5月31日時点となりますと、被保険者2,749人に対しましてマイナ保険証の登録者数は1,882人で、登録率は68.5%となっております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 68.9%ですか、両方68%台ですかけれども、この数字は全国的に見てどうなんでしょうか。多いんですか、少ないんですか。平均ですか。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（仁平隆太君） 申し訳ありません、全国との数字の比較はちょっと行っておりませんので、この場ではちょっとお答えできません。

以上です。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 次に、マイナンバーカードには有効期限がありますが、有効期間を更新しなかった場合、マイナ保険証として医療機関を受診できなくなるのか伺います。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（仁平隆太君） ご質問にお答えします。

マイナンバーカードの有効期限が切れた場合とのご質問ですが、マイナンバーカード自体は発行日から10回目の誕生日まで、その電子証明書、マイナンバーカードに入っております電子証明書につきましては、発行日から5回目の誕生日までが有効期限となっております。原則としまして、有効期限切れになる前にカード及び電子証明書の更新が必要となります。カードまたは電子証明書の有効期限満了日の翌月から3か月間につきましては、マイナ保険証として使用可能な取扱いとなっております。更新をせずに有効期限満了日の翌月から3か月間を経過すると、マイナ保険証の利用登録が解除されます。ですので、その前に資格確認証を申請不要で交付するという取扱いになっております。利用登録が解除されたマイナ保険証を利用したい場合には、再度利用登録をする必要がございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） なかなか難しい感じで、取りあえず今月中に資格確認書が郵送されるということですね。1日からですか、その有効期間は8月、7月いっぱいまでの期間であると、その後は1年ごとに変わってくるということなんですかね。なかなか難しくて、私も勉強できなくてあれなんですけれども、ある程度は了解しました。

以上で私の一般質問は終わります。

○議長（真船正晃君） 12番、藤田節夫君の一般質問は終わりました。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） ただいま一般質問の途中ではありますが、午前11時10分まで  
休憩いたします。

（午前10時49分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午前11時10分）

○議長（真船正晃君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

次に、通告第5、13番上田秀人君の一般質問を許します。13番上田秀人君。

◇ 13番 上田秀人君

1. 森林維持管理と道路等の安全管理について
2. 国民健康保険事業について
3. 農業行政について

○ 13番（上田秀人君） 13番です。通告に従いまして一般質問を行います。

まず、質問の1点目といたしまして、森林維持管理と道路等の安全管理についてということでございます。

まず、広葉樹再生事業に対する村の考え方と対応について伺いますということでございますけれども、現在、村内の山林にちょっと目を向けてみると、手入れが行き届いた山林が見受けられないと。残念な話だなと思いますけれども、また、山林を所有されている方といろいろお話をしますと、隣との境界線がよく分からぬ。あとは、自分が所有する山林の場所ですらよく分からぬというような話を伺います。

これらの原因の一つといたしましては、建築材料としての木材を、現在は輸入に頼りきり、国内産の木材の価格が大幅に低迷していると。さらには、この福島県西郷村においては、2011年に発生した東京電力原子力発電所の大きな爆発事故によって、山菜などの収穫ができなくなってしまったと。さらには、広葉樹をキノコの栽培用の原木として使っていましたけれども、これも使用できなくなってしまった。こういったことが理由として考えられるというふうに思います。

この山林の果たす役割ということで、昨日も1番議員からいろんな質問ありましたけれども、まさにそのとおりだなと思います。水資源の話が出ましたよね。これ、先週の新聞でちょっと気になるのがあったんで、今回調べてみたんですけども、20世紀のこの100年くらいの間に、地球の回転軸が東方向に1.1メートルずれたという話が新聞に出ていました。

この大きな原因としては、まず地下水の汲み上げ、それと海面が上昇していると。海面水位の上昇が考えられると。あとは、世界各地に約6,800ほどの人口的なダムがあると。このダムに蓄えられた水の重みによって地球の回転軸が東方向に1.1メートルずれたという記事を見て、こういうことが、いわゆる今偏西風が大蛇行している、黒潮が大蛇行しているなど、気象の先生方がよくお話をされますけれども、そういうところに影響が出ているのかなというふうに考えます。

そういう面から考えても、やはり山の木々は非常に大きな役割を果たしているなどというふうに考えます。人工的なダムについては、私の十分に理解をしております。災害を防ぐとか、そういう意味で役割を果たしているというのは分かりますけれども、それと同時に、山の木々は雨水を蓄えて必要に応じて蓄えた水をゆっくりと放出をする。災害防止にも大きく貢献していると。昨日の村長の答弁の中にもございましたけれども、そのような大きな役割を果たしていると。

このようなことから、山の荒廃は自然災害の発生のリスクが高まる。さらには、山林と人里の境界線がはっきりしないがゆえにいわゆる、熊やイノシシ、鹿、猿などの野生生物が、人里に入り込んでくる。このようなことも考えられるのではないかとい

うふうに考えます。

そこで伺いますけれども、現在、村で国の補助を受けて広葉樹林再生事業に取り組んでいることは十分に理解をしておりますけれども、この広葉樹林再生事業について、今後の考え方と対応についてどのようにお考えか伺います。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

広葉樹林再生事業に対する考え方と今後の対応についてというご質問でございますけれども、西郷村では補助制度を活用し令和5年度から広葉樹林再生事業による森林整備を行っておりまして、福島第一原発事故の影響を受けたシイタケのほだ木、原木となる広葉樹林の再生を推進しております。

村では、これまで計24ヘクタールの広葉樹林の森林整備を行っており、令和7年度今年度におきましては、小田倉地区の16.53ヘクタールの森林整備を予定しております。

広葉樹林再生事業は、放射性セシウムの影響を受けた広葉樹林の再生のほか、里山の機能回復や保全、森林再生までの期間において、また、議員がただいまおっしゃいました有害鳥獣の緩衝地帯として機能する面も期待がされているところでございます。

その一方で、全ての木を伐採する皆伐となるため太陽光パネルが設置されるのではないかというような不安を覚える方々も散見されているところでございます。しかしながら、伐採を行った箇所につきましては、一時的に裸地とはなりますが、本事業は、伐採した切り株から新たな新芽が育つことによる萌芽更新を促進し、効果的な森林の再生を図るものでございます。

さらに、村におきましては、萌芽更新の捕植といたしまして、伐採を行った森林に対し、翌年度には1ヘクタール当たり500本の植林を行う計画で、事業を現在進めております。

また、事業につきましては、国・県も事業を推進しており、村では西郷村里山広葉樹林再生プランといたしまして、令和12年度までの計画を県に提出をしております。

村といたしましても、広葉樹林再生事業を積極的に活用することにより、村内の里山保全を図り今後も森林整備の推進を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君の再質問を許します。13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 今、事業の説明等々細かくしていただきました。

私、別の立場でこの広葉樹再生事業について、いわゆる白河市、白河地方の市町村の取組について見ております。この事業については全額補助ということで今説明がありましたけれども、この事業を受けられた山林所有者の方から、山が非常にきれいになったと。境界線もはっきり分かるようになったと。山に入るための作業道もできたということで、大きな喜びの声が聞こえてきています。

何よりも、山の木が、いわゆるお金になったと。バイオマス発電のほうに切り出した材木を販売することによって、何がしかの所有者にお金が回るということで、山林

所有者の方はそういった面でも喜んでいるという声が寄せられてきています。

村としての取組に関してですけれども、令和12年までということで取組を今計画をしていると。これは5年刻みで、この事業というのは切り替わっていきますよね。

1回打ち切りになりそうになったんですけれども、いろんな市町村並びに森林組合の組合長からの強い要望によって国のはうでまた継続をしていくということで、継続事業になったというふうに理解をしております。

ですから、村においても、村の該当する全ての山林が終了するまで、事業の継続を関係省庁に強く要望すべきだというふうに考えます。さらには、要望するに当たっては、どの区画を今年度やっていくかという、そういう計画をきちんと立てて事業者と話をしながら、要望していくべきだと考えますけれども、いかがですか。伺います。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今後の山林の整備につきましては、国のはうには要望していくべきというようなご質問でございますけれども、全く私もそのとおりだと考えおりまして、一応令和12年度までは、国のはうで復興予算ということでめどは立ったわけでございますが、それ以降につきましては、まだ現時点では白紙の状況ではございますので、それ以降も継続して推進していきたいと考えておりますので、要望のはうも行っていきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 要望していくことで、強く要望していただきたいと。この事業が終わってしまうと、なかなか今度、山に手を入れようと思っても、そういう率のいい仕事というのではないと思います。

そうなると、余計山が荒廃してしまう。そうなると、災害のリスクも高まる。野生生物がやはり里山に出てくる。そういう危険とかも伴ってきますので声を高らかに要望していただきたいというふうに申し上げて、2点目の質問に入ります。

道路等の安全管理面からの樹木伐採についての考え方について伺いますということですけれども、村道を通行していて、あまり気にはなりませんけれども、いわゆる国道や県道などを通行してる際に、非常に危険を感じることが多くあります。

特に、国道289号線の、通称観音坂と私ら言っていますけれども、あそこの場所については、走行中の車に木の枝が落ちてきて車に傷がついた。私も1回経験があります。あとは、たまたまフロントガラスに当たってしまって、フロントガラスが破損したと。山林所有者を確認しようと思っても、確認が取れないままに、自分の車両保険で直されたという話を聞いたことがあります。

たまたま、私も含めて人的被害がなかったということで、本当によかったな、不幸中の幸いかなというふうに思っております。ただ、いつ人的被害が出てしまうか分からぬ、そういう危険な状態にあるなどというふうに今は考えております。特に、冬の期間は降雪によって木が折れやすくなる。雪の重みで枝が垂れ下がり、車に接触する危険などもさらに高まってくるというふうに思います。

国道289号線並びに県道に関する管理は県が行うということは重々承知をしております。しかしながら、村民の方が、いわゆる国道や県道を多く利用されるのは、村民の方かなというふうに考えるわけです。西郷村民の方が利用するそういった危険な場所を早急に県と協議を行い、道路の安全確保を図るべきではないかというふうに考えます。

以前、この場所で、この場で私、森林環境譲与税の話をいたしました。そのときにも取り上げましたけれども、森林環境譲与税の成果目標の中に、安全安心な生活環境の確保、災害時の被害の軽減、こういった項目がございます。

この災害時は、いわゆる大雨とか大風、強風ですね。あとは降雪にも、災害と考えれば森林環境譲与税の活用をして、県とのタイアップを行いながら早急に道路の安全性を確保すべきだというふうに考えますけれども、いかかですか。伺います。

○議長（真船正晃君） 建設課長。

○建設課長（添田真二君） 13番上田秀人議員の一般質問にお答えいたします。

先ほど、村のほうの道路管理の面ということでございますが、まず村のほうの道路の安全管理面から、樹木伐採についてでございますけれども、村道につきましては、通行の支障となる樹木の伐採については、道路パトロール職員による日々の道路巡視、それから、行政区長さん、地域住民等からの通報により、確認できたものについて、その都度、順次対応しているところでございます。その際には、幹、枝に枯死、腐朽、空洞、ひび割れ等があり、倒木や枝の落下の危険がある樹木であるかどうかを判断し、対応しているところでございます。

上田議員おただしのとおり、国道や県道につきましても、西郷村民、住民が使用します生活道路でございますので、村のほうでパトロールした際にそういったものを発見した場合、路肩の枯損木については発見次第、随時、県内建設事務所のほうに情報を共有しているところでございます。

また、電線やNTTのそういう線に絡まったものについても情報を提供し、それぞれの東北電力やNTTさんに情報を提供を行って対応をしてもらっているところでございます。

こちらの、先ほどの国道289号線のほうの道路の脇からの枝がはみ出してきており、そういうものは大変危険であるということでありました。こちら、本当に村民が利用する生活道路でありますので、安全安心な道路空間の確保のための樹木管理について、県国道事務所等と強く連携いたしまして、強く要望していきたと思っております。

連携を強化し、情報を共有して、村道だけではなく、国道、県道を含めた、広く村民が生活に使用する道路の適切な維持管理を心がけていきたいと思っております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） リップサービスしたわけじゃないですよ。私。村道はきれいになっているよなんてお話ししましたけれども、もしかすると、私見落としている部分も結構あるのかなと今思ったんです。パトロールされているのも十分、分かります。

ですから、さらに目を大きく見開いて、パトロール注視していただきたいなというふうに申し上げます。

それと、今の国道、県道の話ですけれども、県とその情報共有をしてという話でしたけれども、危険ですよ。実際に被害が出ていますよと、今お話ししました。なぜ、早急に対応できないのか。予算の関係も出てくると思ったので、森林環境税というお話をしました。それを活用して県がやらないのであれば、村が率先してやるべきなんじやないんですか。

特に観音坂を見ていると、松くい虫が入って松が枯れています。通常、標高が高いところは松くい虫入らないと言われていたんですけども、この温暖化によって、松くいが入って、松が枯れています。

村としても、部分的にその衛生伐等やっているのは分かります。しかしながら、観音坂を見ていますと、松くいが入って枯れたのがそのまま立っている。それが、いわゆる、風が吹いた、雪が降った、それによって折れて車に当たってしまったときどうするんだということです。車は修理すれば元に戻せます。人がけがした場合、これはどうなるんだということを十分に考えていただきたい。

ですから、県と協議をして情報を共有をしてというお話をしたけれども、県に言つてもなかなか対応していただけないので、今この場で話しています。村として、村民の安心安全を守るために、きちんと対応すべきではないかというふうに考えます。

それと、今1つ言い忘れました。ナラ枯れというのも今入っていますよね。ナラの木が枯れ始めている。特に甲子とか、甲子トンネルを抜けた会津地方に行くと、本当にもう、山が紅葉したみたいに真っ赤になってしまった。あれは虫が入って、ナラの木が枯れ始まっている。ナラの木も、どちらかと言えば硬い木なんで、やはりそれが折れて車に当たったら損傷が大きい。人的被害が起きやすい。そういうことも考えれば、早急に対応すべきだと考えますけれども、もう一度伺います。

○議長（真船正晃君）　村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君）　お答えいたします。

議員のおっしゃること、本当にそうです。人的被害がなかったということを、本当に不幸中の幸いだと思っております。

道路につきましては、国、県、それぞれの管理区分があります。そういうた、松くい虫、ナラ枯れ、そういう状況も踏まえて、今後やはり、そういうことを事前に防止するように、私のほうからも強く要望してまいります。

○議長（真船正晃君）　13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君）　村長は、昨日の答弁で、村民の方が財産だとおっしゃられましたよね。私もまさにそのとおりだと思うんです。ですから、その財産を守るために全力を尽くしていただきたいというふうに考えます。

村民の声を大切にするという話も答弁されましたよね。私も村民の端くれなので、ぜひ大切にしていただきたいと申し上げて、次の質問に入ります。

質問の2点目といたしまして、国民健康保険事業についてということですけれども、

まず、村長に1点伺いたいと思うんですけども、国民健康保険において、コロナ禍の際に、新型コロナに罹患した方には該当しましたが、それ以外では、けがや病気などでは傷病手当が該当しなかった。しないと。

一般的に言われる社会保険では、傷病手当の制度が規定されています。けがや病気のときに傷病手当が該当しますけれども、社会保険、一方にはあって、国保、一方にはない。これ、制度的におかしいとお考えになりませんか。まず村長のお考えを伺います。いかがですか。

○議長（真船正晃君）　村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君）　これも、前に議員のほうからおただしがありました。

保険制度そのものが違いますので、おかしい、おかしくないよりも、そういう制度の違いがあるということは、私のほうからお話しさせていただきます。

○議長（真船正晃君）　13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君）　制度の違いは私も十分理解をして、今質問しています。

ただ、制度の違いを乗り越えて、片方にあって片方にはないというのはおかしいと思いませんかという、村長の個人的な考え方を伺いたい。いかがですか。もう一度伺います。

○議長（真船正晃君）　村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君）　お答えします。

個人的な考え方よりも、制度は制度ということで、それは認めなきやならないと私は思っております。その先はどうするかということで、議員のほうからお話があるかと思いますけれども、制度上はそういうことであるということあります。

○議長（真船正晃君）　13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君）　多分、おなかの中ではおかしいよと思うんですよね。ただ、ここでおかしいと発言したらその後がどうなるかというのは、村長先読みをされていると思いますので、それ以上は突っ込みません。

これは、私もいろいろと調べてみまして、大学などでいわゆる社会福祉を研究されている方々の本を見ますと、国民健康保険に傷病手当が規定されていないことはおかしいと。国保こそ、傷病手当が必要だという記述がよく見受けられます。

村長、いろいろ今考えられていると思うんで、国保の歴史を簡単にお話ししようかなと思います。その間にいろいろ考えてください。

これは、国保の成り立ちは、そもそも炭鉱労働者が助け合いかから始まったという話を聞いたことがございます。ただ、正式な記録として残っているのは、昭和13年、この時に国民健康保険法が制定されたと。これは、兵役に耐えられる健康体、そして農村の貧困対策で、こういった国民健康保険法が制定されて、動き始めたと。

その後、戦争の期間、さらには終戦後に幾度も改定が行われた。昭和33年に大幅に改正が行われて、現在の原型ができたとされております。昭和36年、これ私が生まれた年ですけれども、国民皆保険が始まりましたよね。この背景には、岩手県が、ここでもよくお話ししましたけれども、旧沢内村の深沢晟雄村長が本当に努力をされ

て、その功績があつて、国民皆保険につながつたというふうに、私は理解をしております。

しかしながら、この改正に、この後のいろんな改正が伴つて、社会保障、いわゆる社会原理から保険原理への考えが強まっていった。また、その後も幾度も改正が行われた中で、国や自治体などの公的負担を減らすという保険原理の考えがさらに強くなつて、この傷病手当の創設が見送られたんではないかというふうに、私は考えております。

今、村長考える時間あつたと思いますので、今、多分村長の頭の中では、県下59市町村で、一律で国保の運営に実施をしている中で、予算措置はどうするとか、いろんなことを考えているんだと思いますけれども、県は予算措置をするかとか、いろいろお考えになっているかと思うんですけれども、この西郷村は、県下59市町村で唯一特別な理由を持った自治体ではないかというふうに私は考えております。

以前から、この場で何度もお話ししましたが、西郷村には総合社会福祉施設太陽の国がございます。以前、この場で何度かお話をしました。昭和47年にやまぶき荘が建設されました。その後、幾つかの施設が建設されました。その施設へ入所された方の多くは国保加入者で、多くの方は法定減免が該当されているというふうに理解をしております。

この法定減免の一部は、村と、村の国保加入者が負担をしてきた。昭和51年から、51年、52年、失礼、昭和50年から51年くらいか。この間に、この議会の場でも取り上げられました。さらには、国民健康保険の運営協議会の会議の中でも話しされていますけれども、そのときの答弁で、村には迷惑かけないと、県が約束があるから大丈夫だという答弁がされております。その約束がいまだに履行されていないというふうに言っても、私は過言ではないというふうに考えています。

その昭和50年から51年くらいにこの問題が取り上げられて、その後、平成15年から16年頃に私が取り上げるまで、この話は一切取り上げられませんでした。

私は平成15年か16年頃に、その約束をきちんと県に守ってもらうべきではないかというお話をしました。県からは調整交付金として、国保会計に繰入れがあったという話を聞きましたけれども、村は、国保加入者の負担した金額と比較した場合、決して見合う金額ではなかつただろうなと考えます。

今回、いろいろ調べてみましたけれども、県から調整交付金として国保会計に繰入れがあった件ですけれども、私の手持ちの資料で確認できたのが平成21年から23年までの期間でしかなかったんですけれども、その前後についてはよく分からぬというのが正直なところです。

国民健康保険制度の改正で、財政調整権限が国から都道府県に移譲された、そのころの話だと思うんですけども、いわゆる障害者支援施設等に入所されている入所者に関わる医療費多大に対する支援ということで、交付基準が何項目かあり、その項目を満たしたものに関しては施設入所者に関わる保険給付費が、村の退職者被保険者分の給付費を除く保険給付の1%以上の額の、5分の1の額が対象になると。これ非常

に複雑なやり方をしていますね。

平成21年6月に村が計算したものの中で、国保の減収額として上がっているのが3,684万6,000円。この金額が年間で減収が見込まれるという計算がされています。当時の国保会計から見れば、全くもって足りないというふうに、私は理解をしております。

今、太陽の国のお話ししましたけれども、私、太陽の国に入所されている方に対してとやかく言うつもりは一切ございません。入所されている方に関しては、時の国や県の福祉政策の下に入所されたわけですから、全ての責任は国や県にあるというふうに、私は理解をしております。

同時期に、群馬県高崎市でも同じような話がありました。昭和46年に設立された国立コロニーのぞみの園。俗に高崎コロニーなんて言われていますけれどもね。この時の高崎市の取組により、今の住所地特例で介護保険適用になっていますよね。住所地特例が確立されたというふうに理解しております。

この群馬県高崎市国立コロニーのぞみの園、昭和46年に設立されたと今お話ししましたけれども、当初から、他の市町村から入所される方たちに対して、国民健康保険の会計の負担が増えることも考えられるとして、住民登録を拒否をしたいと考えました。考えたそうです。

ところが、住民基本台帳法に基づいて、これは法に反する考え方だからできないというふうになって、その後、いろいろ対応されたのが、入所者の出身市町村である国民健康保険証を発行するように、入所者の方の出身市町村に、その方の保険証を発行するように交渉を行ったというふうに記録が残っております。

さらには、国と粘り強く交渉して、当時は厚生省でしょうけどね。高崎市においては、昭和46年以降、幾度も人事異動があったにもかかわらず、この案件をずっと職員間で引継ぎを行い、裁判などいろいろありましたけれども、現在の介護保険法における住所地特例の制度の確立につながったというふうに、私は理解をしておりますけれども、この西郷村においては、ほぼ同時期において同じ内容の話があったにもかかわらず、昭和51年以降、誰も話をされていない。

唯一、当時の日本共産党の村委会議員だった相馬千代吉さん、この方が、現在の厚労省、昔の厚生省に赴いて、交渉したという記録は、私見たことがございます。しかしながら、村執行部、職員については、動きはなかった。これは行政の不作為ではないんですか。

ただ、昭和51年頃に、県知事、県職員の方、生活環境部長でしたか。この方の汚職事件があつたりして、こういった話が闇の中に消えていってしまったのかなというふうに思います。しかしながら、たとえ口約束であっても、担当者のメモ書きが何も残っていなかつたんだろうなというふうに、私は思います。

反対に、群馬の高崎市では、職員のメモがあって、このメモを基にずっと交渉をしてきた。ここに大きな違いがあるなというふうに考えます。

また話戻しますけれども、私は太陽の国に入所されている方に対して、一切とやか

く言うつもりはありません。繰り返しになりますけれどもね。本来、入所された方に関するところは、国、県がきちんと責任を持って対応すべきだというふうに思います。その責任を西郷村に押しつけるなというのが私の考えです。

さらに、1つ今回気になったのは、太陽の国の重度身体障害者更生施設、4つほど施設がありますよね。ひばり寮とかけやき荘とか、該当施設があるかと思うんですけども、この4つの施設に関しては、介護保険法では適用除外施設に当たるんじゃないかなと考えたんです。

それと、住所地特例も、この施設に入所されている方は該当しないんではないか。その分、介護保険会計で負担が大きくなっていくんではないかななんてちょっと考えたんですけども、これは通告外なんで、後から、この後の議会の中でちょっと確認できればなというふうに思います。

話を戻します。県下59市町村の中で、これだけ特別な理由がある。予算についても、こうやって何十年も村と国保加入者の方が負担をしてきたと言っても過言ではありませんよね。

その分を、返還をしてもらう意味合いからも、県の予算で実施すべきだというふうに私は考えます。県へ対応を強く求めて、県が実施するまで、村が肩代わりをして実施をすべきではないかと考えますけれども、村長いかがお考えになりますか。伺います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

るるいろいろ話ありましたけれども、通告がなかったものですから、今こうしろああしろと言われても、私情報を持っていませんので、そういうお答えにさせていただきます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 今、通告がなかったというお話をしたけれども、介護保険法に関しては通告しなかったんで、その分は答弁は結構ですよと。この後の定例会なりで、一般質問の中で取り上げますよという話をしました。

国保に関しては、私通告をしておりました。住所地特例の話も、平成15年か16年あたりから、私、3度か4度この場で取り上げています。

その後、記憶が間違っているなければ、平成18年頃に、役場の職員の方は、群馬県の高崎市に赴いて、いろいろ話を聞いているはずです。その時の、多分、報告書あると思いますよ。村にも。村にもというか、私持っていないんですけども。多分、報告書あります。

それと、今申し上げたように、平成20年から23年か24年くらいまで、県からの調整交付金が入ってきています。ですから、何らかの動きあったはずなんです。県もある種、それは認めている部分があるのかなと思うんです。

ですから、そのことを糧に、県に強く求めるべきではないんですかと、私お話をしています。いかがですか。もう一度確認します。

○議長（真船正晃君）　村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君）　お答えいたします。

そういう経緯があれば、その議事録とか報告、あると思いますので、よく精査して、県に強くそれは要望してまいりたいと考えております。まずは精査してみたいと思います。

○議長（真船正晃君）　13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君）　精査をして県に強く要望していくことですけれども、その間にも、国保加入者の方は今非常に苦しんでいます。そういったことを考えれば、村が肩代わりをして、実施すべきではないか。先ほどの質問になりますけれども、もう一度確認します。肩代わりをして実施すべきではないですか。伺います。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君）　暫時休議いたします。

（午前11時46分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君）　再開いたします。

（午前11時48分）

○議長（真船正晃君）　村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君）　お答えいたします。

傷病手当については一般財源から繰入れをすることはできないということあります。

○議長（真船正晃君）　13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君）　村長、一般会計から繰入れはできないというと、制度的にできないのは、村長がやる気がなくてできないのか、それをちゃんとお答えにならないと、何だ冷たい村長だなと言われますよ。もう一度伺います。

○議長（真船正晃君）　村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君）　お答えいたします。

制度上できないということあります。

○議長（真船正晃君）　13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君）　答弁を誘導したわけではないんですけどもね。制度上できないというのは、私も分かっています。

ただ、以前ここでもお話したように、それは法が間違っているんだと。国民健康保険法が間違っているんであって、日本国憲法は間違っていない。それには抵触しないんだと、そういう強い考え方を持って、来年のこともありますので、対応していただきたいなというふうに考えますけれども、同じ内容で繰り返しになってしまふと思いますので、では、以前にも同じ内容で質問していますよね。

担当課長からこの間教えていただいて、2年前だったのかな。2年前にも同じような質問をしていましたけれども、そのときお話ししましたけれども、村内の自営業者の方の話です。真冬の寒い作業所の中で、ストーブもつけないで、その方は風邪を引

いて、せきをしながら休むこともしないで作業をされていました。ただ、正確には、収入が途絶えるから休むことができなかつたんです。

国民健康保険の加入者の方というのは、自営業者の方も多いし、農家の方もそうです。病気やけがで休めば、収入が途絶えてしまいます。ですから、無理をしても働くなければならない。これが本当にいいのかということなんです。無理をして働くことによって病気は余計悪化してしまうのではないか。もしかすると、そのまま廃業につながってしまうんではないかということが、十分に考えられるわけでございます。

以前、この場でもお話ししたように、村の産業を育成する、個人事業者、農家の方を守り育成する、こういった考え方の下に傷病手当を実施するべきだと考えますと言いましたけれども、休業期間の算定額、これ難しいというのも、多分、法で規定されない部分があるかと思います。

ですから、それをくぐり抜けるわけではありませんけれども、いわゆる傷病見舞金として、村として対応してはどうかということなんです。産業育成を目的として、傷病見舞金です。例えば、医師の診断書を元に、5日間の入院、休みが必要ですよとなった場合には、5日分に対して見舞金としてお金を支払いする。そうやって健康を取り戻してもらう。そういうことを対応すべきではないかと考えますけれども、村長、もう一度伺います。いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君）　村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君）　お答えいたします。

この件についても、前回お話がありました。そういうことで、今、議員がおっしゃること分かります。中小企業、本当に困ったときにどうするかということありますので、産業育成のための見舞金ということで検討していきたいと思います。

○議長（真船正晃君）　13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君）　2年前も検討しますと。産業育成の形で検討しますということで答弁をもらって、検討していただけるんだと思ったんです。私2年間待っても、結局何も動いていないと。

ですから、これは、ぜひ早急に対応しなければいけないなと思います。今これだけ物価が上昇している中で、自営業者の方、本当に厳しい状況になっています。農家の方もそうです。ですから、早急に実施をすべきだというふうに、再度伺いますけれども、いかがですか。

○議長（真船正晃君）　村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君）　実施する方向で検討してまいります。

○議長（真船正晃君）　13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君）　了解いたしました。実施をする方向でということで、担当課どこになるのか分かりませんけれども、村長からお言葉があったので、年度内には実施をしていただきたいと強く申し上げて、次の質問に入ります。

続いて、農業行政についてということでございますけれども、農業行政の1点目といたしまして、西郷村における米の生産量と需要量について伺いますということで、

これも以前、1番議員から質問出ていますので、同じ答弁でも結構ですでお答えいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

西郷村における米の生産量と需要量についてということでございますけれども、村での令和7年産の主食用米作付面積はおよそ825.8ヘクタールでございまして、令和6年産の主食用米の作付が788.4ヘクタールでございましたので、面積は約37.4ヘクタール、4.7%ほど増加をしております。

昨年は、令和の米騒動の報道がございましたが、米の需給が逼迫して、米価が上昇している状況でございますので、飼料用の稻から主食用米へシフトし、作付けが増えているものだと考えております。

今年の生産量の見通しといたしましては、作付面積に、当村の10アール当たり基準単収545キロ、約9俵になりますが、それを乗じますとおよそ450万キログラムとなります。

需要量につきましては、村民約2万600人に、1人当たり年間の消費量として、1人大体55キロを食べるというような想定で乗じますと、およそ114万キロの需要量と推察され、需要と供給を比較すると、供給のほうが4倍多いというような状況となってございます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） ただいま答弁いただいたて、1つ気になったのが、飼料用米から食用米のほうに切り替わりはしているということで、この後の質問に絡んでくるので、そこがちょっと気になったところです。

続いて、2点目としまして、西郷村内での主要食糧の安定供給を図るための考えを伺いますということですけれども、いかがですか。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

村内での主要食糧の安定供給ということでの考え方ということでございますが、世界情勢や異常気象、食料需給の変化と生産の不安定化により、食料供給が大幅に減少するリスクが高まっております。

そのような中、食料供給が困難となる事態を未然に防止し、深刻化を防ぐために、食料供給困難事態対策法が令和7年4月1日に施行がされました。これにつきましては、国から生産者への計画の作成、届出を指示し、供給量の把握をするものでございます。供給確保のための最低限必要な範囲で、一定規模以上の事業者に対し指示することを想定をしております。

自給率の低い日本では、食料の多くを輸入に頼り、また、主食であるお米の備蓄も現在取り崩して、十分な備蓄がない状況となっております。地域ごとに特性の合った多種多様な農産物の生産により、バランスとリスク分散も兼ねた食料供給体制の構築と備蓄、また、食料補完体制の構築など、有事の際の備えが必要であると考えている

ところでございます。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君）　ただいま13番上田秀人君の一般質問の途中であります。これより午後1時まで休憩いたします。

（午前11時58分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君）　再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（真船正晃君）　休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

13番上田秀人君の一般質問を許します。13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君）　ただいまの答弁いただいたんですけれどもね。食料供給困難事態対策法というお話を今ございました。これヒアリングのときもちょっと、私話しさせてもらったんですけれども、この食料供給困難事態対策法ということで、今年の4月からですか。始まったのが。

この目的を見ますと、ちょっと省略していくと、「世界の食料の需給及び貿易が不安定な状態となったことに鑑み」ということで、「食料安全保障の確保に寄与し、もって国民生活の安定と国民経済の円滑な運営の確保に資することを目的とする」とありますよね。総則の第1条の目的の中に、こうしたわれていますけれども、食糧危機のおそれがある場合に、政府が農家に生産拡大を要請する、要請できる新法となっていますよね。

これ見たときにまず思ったのが、国の政策の失敗を、まさにこれで農家に押しつけてきているんじゃないかなと思うんですよ。

もう一つ思ったのが、終戦直後の日本の状況を、聞いた話で思い出しました。これは聞いた話ですけれども、終戦直後に兵役で海外に行った方が日本に戻ってくると。戻ってきたときに、食料が不足する。そうなったときに大変な事態が起きてしまうということで、食料増産をしなければならないということで、いろいろ画策されたみたいです。

一番手っ取り早いのがサツマイモを作れということで、サツマイモの栽培を推奨したみたいなんですけれども、その時に、東京大学の花壇まで掘り返して、そこでサツマイモを作ったというような話を聞いたことがございます。

今、話しましたけれども、国の農業政策の失敗を、なぜこうやって農家の方に押しつけるんだと。農業というのは一朝一夕でできるような話ではないですね。例えば、来年すぐ米を増産したいと言っても、種もみどうするんだと。そこからまず始まりますよね。水田、どういうふうに確保していくんだとか、いろんな絡みが出てくる。そういうことをないがしろにして、単に農家の方に国の政策の失敗を押しつけている。それで本当にいいのかということなんですよ。

それともう一つ、これに、西郷村での主要食糧の安定供給を図るための考えを伺いますということで、もう一つ絡んでくる法律として、主要食糧の需給及び価格の安定

に関する法律というのがございます。

これもむづらざらあるんですけれども、単に今回、総則、目的の第1条だけピックアップしてきましたけれども、「この法律は、主要な食料である米穀及び麦が主食としての役割を果たし、かつ重要な農産物としての地位を占めていることにかんがみ」ということで、「主要食糧の需給及び価格の安定を図り、もって国民生活と国民経済の安定に資することを目的とする」となっていますけれども、これもいわゆる、国の政策の失敗を農家の方に押しつけているんじゃないかなというふうに考えます。

ただ、そんなことばかり言っていてもしようがないので、今言ったこの2つの法律の目的の中の、国民を村民に読み替えて、村は対応すべきではないかと考えますけれどもね。そういう面で、いわゆる西郷村内での主要食糧の安定供給を図るために、村はどのような策を講じていくのか。こういった法律を基に、村としてはどういうふうな対応をされていくのか、もう一度確認します。いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

食料供給困難事態対策法について、上田議員がおっしゃる農家の方が危惧される面等につきましては、農林水産省のホームページを見ますと、農家の方が混乱と言いますか、誤解されている部分もございますので、ホームページを見ていただけすると内容が細かく載っている形でございますけれども、かいつまんで申し上げますと、国が増産を指示をするのではないかというようなことに関しましては、指示は生産計画の策定と届出であり、増産は強制しませんということが記載されています。

また、花農家や米や芋など、無理やり作らせるのではないかということに関しましては、法律上、そもそも米や芋を生産できない農家に要請や指示はできない仕組みでありますとか、そういうことがまた載っておりますし、また、増産しなければ罰金が科されるのではないかという疑問に対しましては、罰金は計画を届出しない場合に限って科されるものであり、増産の有無は関係しません等の問答集といいますか、ホームページに掲載されているところでございます。

村におきましては、農家の方の持続可能な営農を支援するというようなところでございますが、基本的に食料の安定供給には、農業の生産の基盤となる村内の農地を有效地に活用し、遊休農地とさせないためにも、農地を耕作し、農産物を生産する、農家さんが営農を継続していかれる環境整備が必要と考えているところでございます。

そこで、村におきましては、様々な機械の補助、また収入減に対する施策、また維持管理等の支援、また地域計画を作成し、遊休農地をなるべく作らないというようなものを作っておりますし、農家さんが意欲を持って営農を継続できるよう支援をしているところでございます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） ただいま答弁の中で、食料供給困難事態対策法の話がありましたよね。その国が増産を指示とか、花農家に対して米や芋などを無理やり作らせないというお話をしたけれども、例えば、私今、花を作っています。花を生産している農

家の1人です。花を生産できるということは、考えてみれば、芋は作れるんです。高床栽培という、棚を作つてそこで植木鉢みたいなものを並べて作る人は、まあ難しいかも知れないですけれども、私のように地面を耕してそこに花を植え付けているような農家は、芋を作れと言われれば作れます。そのほかの作物を作れと言われれば作れます。

実際に私は、花を作つて連作障害を防ぐために、違う作物を、まるっきり違うものを入れます。花は連作はあまり出ないと言うんですけどもね。そうやってやっています。ですから、国がこうやって言い訳をしてくればするほど、全くもって見苦しいなと私は思ってしまうんです。大変申し訳ない言い方ですけれどもね。

罰金という話がありましたけれども、政府が事態の深刻度に応じて農家に生産計画の届出や生産転換などを指示できる。実効性を確保する措置として、指示に反して計画を届けていない場合、20万円以下の罰金とする。今さら何言っているんですかと思いませんか。散々、今まで農家を見捨てて切捨てるような事ばかりをやってきて、今さら指示に従わなければ20万円の罰金を取りますよ。そんな話はないと思いますよ。

そんなこと言つてもしようがないんでね。村として、これどうふうに対応するのかということなんですね。戦国時代、兵糧攻めという話がよくありましたよね。城を開城させるのに、いわゆる無血開城を狙うのにね。一番いいのは食料を途絶えさせてしまう。そうやっておなかを空かせて、城を無血開城したという話が幾つかありましたよね。それと、日本の国の歴史を見ていくと、やはり食料を抑えられてということがいろいろありましたよね。

そういうものを考えたときに、先ほども言ったように、村に置き換えたときに、村はどういうふうに対応すべきなのかということです。まず、一番先に消費者のほうから話をしますと、消費者の側が、必要なときに必要な量の食料が確保されているのかというところですよね。その確保されている食料に関しても、適正な価格で手に入れることができる。消費者の方が手に入れる能够性があるのか。そういうことを村は注視をしていくべきなんじゃないかなと思います。

今の人たちの生活スタイルというのは、私よく分からんんですけども、私の親の年代、私が子どもの頃よく聞かされたのは、米とみそがあれば飯は食えるんだと、よく言われましたけれども、今はそういう時代じゃないと思いますけれどもね。ただ、主食である米、あとは麦類、これを村がいかに村民の分を確保できるか。これ、1番議員もこの前質問されていますけれども、そういう対策をどういうふうに考えられているのか。

それと、そのお米や麦を作つてくださる生産者の方に対して、どのように安定的な経営をすることができるのか、その支援をどのように考えているのか。いわゆる、その生産物の全量買入れとかね。生産物の価格の保障。この生産物の価格の保障に関しては、生産費用とその方の経営の利益とかもいろいろ考えなければいけない。そういうことも踏まえて、村はどのようなお考えなのか、ちょっとそこを確認したいんで

すけれども、いかがですか。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

村のほうでの農作物の全量買入れや価格の保障という件に関しましては、なかなか難しいところもございますけれども、先ほどの答弁と被ってしまうところがございますが、地域ごとに特性の合った多種多様な農産物の生産により、バランスとリスク分散も兼ねた食料供給体制の構築と備蓄、また食料保管体制ですね。

いろいろ、様々な食料庫を持っている業者さん何かもありますので、そういったところを活用しながら、また空き店舗やまるごと西郷館で保管するなど、いろいろな使い方があると思うんですが、そういった保管に備蓄、保管に関しまして、制度と言いますか、構築していくなどして、有事の際に備えていくというようなことが重要ではないかというようなことで考えております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） これ非常に難しいですよね。逆に私が聞かれたら、本当に答えに困ると思います。

ただ、答えに困って、これは何もしないというわけにはいかない。いつ災害が起きるか分からぬ。いつ冷害が来るか分からぬ。いつ何があるか分からぬ。そういったことを想定しながら、村は、村民の方の食料をきちんと確保しておかなければいけないんじゃないかと思うんです。

国がやらなければ、村がやらなきやいけないと思います。それが村の役割だと思います。そのために、今保管庫の話とかいろいろありましたけれども、いわゆる行政が考えることというのは、何て言えばいいんだろう。組立て式の保冷庫とかありますよね。プレハブ冷蔵庫と私たちがよく言いますけれども、そういったものとか、いろいろ考えられるかと思うんですけども、そういうのにお金を使うことも1つだと思います。

例えば、農家さんにそれを整備してくださいと言うのも、なかなか難しいと思います。だったら、村で確保していく必要があるんじゃないかと思うんですけども、いわゆる組立て式のプレハブ冷蔵庫なんていふと、お金も結構大変だとなりますよね。

だったら考え方をちょっと変えることによって、いわゆる海上コンテナありますよね。海の上で貨物輸送している。あれの保冷タイプのがありますよね。12フィートかな。その長さのやつを何本必要だとか、計算上出していって、例えばこの西郷村だったら3地区体制と言いますけれどもね。その3地区に分けて、保冷庫を設置をして、食料を自給するとかね。そういったお考えというのはございませんか。伺います。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるような保管庫の整備につきましては、将来的な有事の際などを考えた場合には非常に有効な手段だと思いますが、費用の面ですとか、制度の構築の面など考えて、今現在では、なかなか難しいというようなところで考えているところで

ございます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） そこが難しいからと棚上げしてしまったら、じゃ生産者の方はどうなりますか。自分が作ったものは必ず村が買ってくれるよとなれば、安心するんじゃないですか。村の方も、万が一災害が起きた、冷害が起きたといったときにも、村できちんとその食料が確保されていれば、1つの安心につながるんじゃないですかね。

あと、これ以前、村長になられた菊地國雄さんが言われていましたけれども、農家の方に金を持たせると経済が回るんだ。言葉が悪いですけれども、そういう言葉で言わっていました。農家というのは、食べ物を持っているんで、お金が入るといろんなものを買うんだと。だから、農家に金を持たせると経済が動くんだと、よく菊地國雄さん言われていました。

そういう面でも、経済的な効果も出てくるんじゃないかというふうに考えます。これはもっともっと前向きに検討すべき内容ではないかなと思うふうに思います。

続いてですね。所得補償と価格保障についての考えについて伺いますということですけれども、いわゆる、これもかなり難しい話かなというふうには思うんですけれども、これも国レベルの話だと思います。

ただ、先ほどから何回もお話をしているように、国が何ら対策を打たない。選挙のときにはそういう話をにおわせる。しかしながら、選挙が終わると、政局争いで今やっていますよね。あんな状態で、日本の国民のこと本当に守れるのかと思うんです。だったら今、守っていただくのは、村が、村民の方を守っていただく。そういう自治体が増えれば、国全体が変わっていくんじゃないかと考えますので、村に伺いますけれども、もう一度言いますね。

所得補償と価格保障についてのお考えは、どのようにお考えなのか伺います。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

所得補償と価格保障についての考え方でございますが、昨年来、米価、米の価格が上昇し、今年もその流れが続いております。

しかしながら、農産物につきましては、その年の状況により価格は大きく変動し、生産コストが高騰を続ける中、安定した経営のためにも保険が必要だというようなことで考えているところでございます。

現状、収入保険制度や収入減少影響緩和対策等の保険制度がございます。経営規模の大小による効果、意欲の向上、経営的視点、生産計画見通し、需要に見合った農産物の生産への対応等々、所得補償と価格保障の選択制など、農家の皆さんのが意欲を持って営農を継続できるという観点で、セーフティーネットの充実が、今後ますます重要になってくると考えているところでございます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） セーフティーネットという、今お話を、今後の対応を検討とい

うお話でしたけれども、それで本当にどうなのか。遅きに失しているんじゃないかなと思いますよ。

例えば、今年、去年あたりから米の値段が高騰したとかありましたよね。確かに高くなりました。ただ、来年どうなるか分からぬ。今年も割高、高値がつくような話が今聞こえてきますけれども、来年どうなるか分からぬ。再来年またどうなるか分からぬ。そういう中で、農家の方が、生活設計組めますかね。

例えば皆さんのように、毎月決まったお給料もらえば、住宅ローン組みます、車のローン組みます、やれますよね。農家の方、どうなるか分からぬ。そういう中で、じゃ住宅ローン組めますか。車のローン組めますか。何百万、何千万もするようなコンバインを買えますか。そういう中で、生産を増やしてください。生産量を増やしてくださいと言われても、なかなか難しい。そこをいかに安定させるかというところが、一番農業政策の要かなというふうに思います。

今ちょっとお話あったんですけども、いわゆるその、生産コストと販売価格の差額の補填、これと、私の頭の中でちょっと考えたのは、農業共済に加入するための掛金、万が一冷害でお米が取れない、作物が取れなかつたときに、保険が適用になるよう、そういう農業共済加入するための掛け金の補助、もしくは全額補助をするとかね。そういうお考えというのはございませんか。確認します。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ご質問にお答えいたします。

農業共済とか、掛け金の補助ということでございますが、収入保険の補助につきましては、現状、何年か前から実際に行っているところでございまして、年度につき補助率は変わりますが、既に行っているところでございます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） もう行っているというお話をしたけれども、全額とかで出しているんですか。

例えば、私の知り合いだと、保険の掛け金が大変なんで、止めてしまったとかという話を聞いたりするんですけども、その辺もう一度確認します。いかがですか。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

収入保険につきましては、掛け捨ての部分に関しまして補助しているという状況でございまして、全て、全額につきましては補助は対象となっておりません。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 今の答弁聞いていて、まだちょっと不十分かなと思いますよね。そこをもうちょっときっちりしていかないと、安定した経営にはつながっていかないんじゃないかなと思います。

あとは、その答弁になかったんですけども、生産コストと販売価格の差額が出てしまった場合、これ、なかなか計算が難しいかと思いますけれども、いわゆる、西郷村のレベルで、生産コストをきちんと計算をする。さらに、農家の方の利潤も計算を

する。それを合わせた金額で、販売価格と比較をして、その差額が出た場合には、きちんと村で補償する。補填をする。そういう考えはございませんか。もう一度確認します。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

生産コストと販売コストの差額につきましては、営農者によっては、その努力によってある程度変わってくる部分もあるかと思います。

収入保険につきましては、その補填というのではないんですが、前年度、過去の収入とその当年の収入と比較して、収入が減っているという状況であれば、保険が適用になるというようなことでございますけれども、そのコストの差額につきまして補填が出るというようなものにつきましては、現在はないという状況でございます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 現在ないというのは分かっているから、それを創設すべきじゃないんですか。そうすれば、農家の方は少しでも安心して経営に頑張れるんじゃないかなと思うんです。

努力次第という答弁気になったんですけども、農家の方、別にふざけて、こういうのがあるから中途半端な生産しますよなんていう方いないと思いますよ。みんなそれぞれに頑張って今までやっているんですから、それなりにきちんとやっていただけたというふうに思いますよ。

そういうつもりで言ったんじゃないと思いますので、次の質問に入りますけれども、最後の耕畜連携についての考え方について伺いますということですけれども、いわゆる今年は猛暑で、特に畜産農家は今疲弊しているという状況ですよね。

国際情勢もまだ不安定であり、飼料価格が高止まりになっていると。稲作農家の方は食用米への生産転換をした場合に、ますます、稻わらロールと言うんですかね。ホールクロップスサイレージとか、そういうものが、食用米のほうにいってしまうと、ホールクロップスサイレージが手に入りづらくなってくるということで、経営がますます厳しくなってくる可能性もある。畜産農家に関してはね。

さきに話も出ましたけれども、食料供給困難事態対策法が発動された場合は、余計、これはどうなるのかなと心配になってしまふんですけれども、その辺村はどのようにお考えになっていますか。伺います。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

食料供給困難事態対策法につきまして、日本の食が危機にさらされるよというような事態が発生した場合には、国は方針と言いますか、増産を指示というわけではございますけれども、生産計画を作成し、届出してもらうというようなことで、強制ではありませんとなっておりますが、なるべく日本人の食を第一に、優先的に考えてもらうというような形だと思いますが、飼料用米とかは、そういったものに関しては、なるべく食用米にシフトをしてほしいとか、そういった要請なんかはあるかというよ

うなことは想定されるかと思います。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） ちょっと時間あるんで昔話します。

30年くらい前になるかな。今の言葉でいえばWCS、ホールクロップスサイレージ、それをやったのは私なんです。作業をやったのは私なんですけどね。日本で初めてね。

これは、追原地区の田んぼでやらせてもらいました。当時の農業改良普及所の先生の指導の下に、機械対応したんですけども、その作業を見ていた年配の方が近づいてきて、おまえら何やっているんだと。その丸めたやつはどこへ持っていくんだという話を言われたので、これは牛に食べさせますと話をしたら、米を牛に食わせる馬鹿がどこにいるんだと言われました。失礼。そんなやつはどこにいるんだという話をされましたけれども、今それがもう当たり前になってきましたけれどもね。

ただ、その時代にまた戻ってしまうんじゃないかなという不安もあるんですよ。結局、国が言うこの食料供給困難事態対策法というのが発動されるようなときが出たら、またこういう話が出てくるんじゃないかなと思ってしまうんですよ。

そうなったときに、じゃ畜産農家はどうなるんだということも考えていいかなきやいけないんじゃないかなと思うんです。今は、畜産農家の方、かなり疲弊しているという話をしましたよね。飼料を作るに当たっても、機械を操作する人、作業する人が今いなくて、畜産農家の人と話をすると、畑を借りたくても借りられない。面積増やしあくても増やせない、今の現状なんですよ。

誰が肩代わりしてくれる人がいればと話をしていますけれども、ですから、今村で考えられる全ての策を、稲作農家の方と畜産農家の方がうまく連携取れる、そういう支援の強化をすべきではないかと考えますけれども、いかがですか。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

耕畜連携の考え方ということでございますけれども、耕畜連携につきましては、食用米の需要に見合った生産により、米価の安定を図る取組としての転作作物生産及び地域における畜産農家への飼料供給と、地域内資源循環の取組を推進してまいりました。

昨年からの米価の上昇により、今年は主食用米へ生産をシフトする生産者も現実的に出ておりまして、稲WCSにおきましては、令和7年産が115.3ヘクタールで、昨年から9.5ヘクタール、約7.6%ほど減少している実態がございます。デントコーンにおきましても、令和7年産が84.8ヘクタールで、昨年から7.3ヘクタール、約7.9%ほど減少という状況でございます。

これらにつきましては、米農家の皆様方の営農という面を考える上では当然の動きではございますけれども、食用米へ生産をシフトする生産者が多ければ多いほど、需給のバランスが崩れ、いずれは米の価格の急落が懸念される事態へとなり得ます。

村におきましては、転作助成金の見直しなどを行っていくことにより、少しでも振り戻しの幅が小さくなるよう考えていきたいと思っております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 揺れ幅を少なくしていくという考え方で、今示されましたけれども、ぜひ検討して前に進めていただきたいなと思います。

いわゆる畜産農家においても、水田、稻作農家の方におかれても、村の環境保全のためにいろいろご尽力いただいているという観点の基に、村として最大限対策をしていただいて、村の畜産農家並びに稻作農家の方の経営を守るために、ご尽力いただきたいと申し上げて、私の一般質問を終わります。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君の一般質問は終わりました。

次に、通告第6、11番鈴木勝久君の一般質問を許します。11番鈴木勝久君。

◇ 11番 鈴木勝久君

1. 外国人問題について
2. 学校の統廃合問題について

○ 11番（鈴木勝久君） 11番鈴木勝久です。通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

まず、外国人問題であります、これは、村民の方からも、いろいろ外国人に関して質問とか要望とか、あとお話しいろいろ聞きます。

まず、住民の方々からは、人がいっぱい、日本人じゃない方々がいっぱいいたまっていて、何か不安で非常に恐怖感を覚えると。高齢者の方からもあります。それと、今、新聞等々でここに資料をいっぱい持ってきたんですけども、これは一部ですよね。もうここに20件くらいありますけれども、車が逆走したとか、あと近場では泉崎村で殺傷事件があった等々、ここにあるだけでもいろいろありますけれども、そういうことで、あとインターネット、テレビ等々で今やっていますね。年金問題とか、それと社会保障の関係とか、いろいろ外国人にまつわるお話を聞かされています。

また、直近にありました参議院議員選挙においても、重要政策の中に、後半になりますと外国人規制というものが大部分を占めていました。それは、その下にある政治と金問題、この裏金問題以上に、一般的の国民も今回、外国人規制については非常に関心が高かったし、特にインターネット上では相当いろいろ、フェイクニュースも含めいろいろ情報が飛び交っておりました。

自民党なんかは、その中で、仮放免された外国人への対応の強化、違法外国人ゼロとか、不動産取得に関する規制強化だとか、公明党がおっしゃっていた社会保険料未納防止とか、不法滞在者ゼロとか、ほかにも旅行に対する問題とか、不動産規制、外国人による保険料の加入の実態調査、外国人生活保護支給停止、公務員の採用制限、外国人政策一元管理する外国人総合政策庁の設置とか、いろいろ、各政党もこの間、外国人規制に対するいろいろ政策というか、何というんですか、各党の政策を発表していました。

それで、我が当村においての問題なんですけれども、当村において、この辺もはっきりしなきやならないと思いまして、当村における外国人のまず人数とかの把握なんですけれども、まず在留資格は、どのようにして取得できるのか。また、西郷村に、在留資格を持つ外国人は何人いるのか。また、その国名はどういう国から来ているのか。その辺をお示しください。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（仁平隆太君） ご質問にお答えいたします。

まず、在留資格の件でございますけれども、外国人が日本へ入国する際には、有効なパスポートと入国目的に合ったビザ、査証のことですけれども、を外国の在外日本公館でビザを取得している必要があります。その後、日本において入国審査を受け、在留資格が決定された後、日本への上陸が許可されます。その許可が在留資格ということになります。

その中で、在留期間が3か月を超える中長期間、日本に滞在することが決定している中長期在留者や特別永住者等につきまして、住民基本台帳制度の対象者となりまして、要件を満たして、居住地の市区町村で住民登録を行うことで外国人住民ということになります。

西郷村での令和7年8月31日現在の外国人住民数ですが、こちら415人となっております。

次に、国別の外国人登録者数でございますが、多い順に申し上げますと、フィリピンが132名、ベトナムが76名、ネパールが61名、中国が44名、パキスタンが22名、スリランカが21名、ミャンマーが12名、韓国が11名、インドネシアが8名、ペルーが5名、バングラデシュが4名、台湾が3名、朝鮮が3名、タイが3名、米国、アメリカですね、3名、ブラジルが2名、ウクライナが2名、カンボジアが1名、ニュージーランドが1名、シンガポールが1名。以上となっております。

次に、在留資格別の人数になりますが、多い順に申し上げます。在留資格、留学が78名、永住者が70名、技術・人文知識・国際業務が65名、技能実習2号口の区分が54名、日本人の配偶者等が32名、家族滞在が31名、定住者が19名、特定技能第1号が18名、特別永住者が13名、特定活動が11名、技能実習1号口が9名、次、経営・管理が6名、永住者の配偶者等が5名、教育が2名、企業内転勤が1名、高度専門職1号口が1名。以上、415名となってございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 細かくありがとうございました。

私が知る特別技能2号ですか。これが54名。2号何とかというのは非常に難しくて、専門的で難しくて、まあいいか。国じや取りづらいと言っていて、その辺を何とかしようという話は知っていたんですけども、ここがちょっと分からなかつたんで、後で聞かせていただきます。

それで、この人たちが、415名、西郷村で働いているということではないんですね。白河地区も含めてなんでしょうけれども、その就業状況、次2番にいきますけれども、この外国人労働者の就業状況について、ちょっとお聞きしたいんですけども、西郷村だけで結構ですので、どのようなところに就業しているか、その辺についてお聞きいたします。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（仁平隆太君） ご質問にお答えいたします。

村としましては、住民登録の記録の範囲内にしか承知しておりませんので、実際に外国人の方がどのような職業に就いているかというような、具体的な情報は持っておりませんので、分からぬということになります。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 分かりました。

続きまして、いきます。経営・管理ビザ、これで在留している外国人が非常に多く見受けられます。特に中国関係の企業は、これで入ってきてているのが今いろいろ問題になっております。

これについて、承知しているか。西郷村の村内で、このビザで入っている企業、外国人はいるかお伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（仁平隆太君） お答えいたします。

先ほどと同様に、具体的な職業に、どのような職業に就いているかというような情報は持っておりませんので、在留資格、経営・管理ビザで住民登録、外国人登録されている方が、どのような企業等の経営に関わっているかというような情報は持っておりますので、こちらも分からぬということでございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） じゃ（2）に入ります。

この不法移民等の数についてでございますけれども、これ、難民と不法と難民申請とございますけれども、違法滞在者についてでございます。

全体的にございますけれども、なぜここ一番大事かと言いますと、不法移民は、まず日本では移民政策は取っていないくて、移民、それと難民申請、これは非常に厳しくなっているようでございますけれども、全体的に見ますと、去年なんか大分多くなりまして、緩和されまして、370万人くらいでしたっけ。370万人くらいが入っておりますが、そこで不法移民による非正規移民、難民申請中の問題等で、不法移民については治安の悪化や犯罪の増加または、これは私が調べたところそれほど変わりないと思ったんですけども、日本人の雇用が奪われる可能性があるとか、賃金の低下、文化・習慣の違いによる社会摩擦やコミュニケーション問題等々、これはちょっと別な問題ですけれども、不法に入国しますと、まず今まで言われてきたのは、弱い立場である難民を劣悪な環境条件や給与格差があったといって、生きていくためにはそれを受け入れなければならないので、低賃金で不当な待遇でやられたとか、いろいろ労働力、そういう問題で、相当問題があるなということで、この不法移民についての問題を取り上げたわけですけれども、これは西郷村では、そういう不法的と言うか、何というんですか、まともに入っていない、難しいな。数はどのくらいいるか、把握しているか。すいません。お願ひします。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（仁平隆太君） お答えいたします。

あくまでも、不法移民というよりは不法滞在者ということで、不法滞在者ということは在留期間が過ぎているにもかかわらず更新をしていないくて、村の住民登録がそのままというような方が、不法滞在者ということになるかなと思われますが、調べましたところ、令和7年8月31日現在では、こういった在留期間が過ぎてなお滞在しているという外国人の方はいらっしゃいません。

なお、そのほかの、当然ながら外国人登録に関係ない外国人の方ということになりますと、こちらは把握しておりませんので、分からぬということになります。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） これは、村独自で調査した資料に基づいて、今発言されているんでしょうか。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（仁平隆太君） お答えいたします。

ただいま申し上げました不法滞在者はいないというのは、あくまで西郷村に外国人登録、外国人の住民登録をしている方について申し上げさせていただきました。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） じゃ、西郷村では、今まで目立った犯罪、外国人に関わる犯罪は発生しなかったということでおよしいんでしょうか。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（仁平隆太君） お答えいたします。

外国人登録所管課の私の範囲ということになりますが、不法移民というような話で問題になったというようなことは聞いておりません。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） じゃ次にいきます。

（4）自動車免許取得の数についてでございますが、これは、当然外国人の取得が何か簡単に取得するようになって、私も当然、接触というか、ぶつかったわけじゃないですけれども、結構外国人が乗っている状況を見ますけれども、この免許取得について、その数については把握なさっているんでしょうか。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（仁平隆太君） ご質問にお答えいたします。

警察関係とのつながりがございます防災課を経由しまして、白河警察署に外国人の自動車免許取得者数の照会を行ったところ、外国人という特定で自動車免許取得者数のデータはないということでございましたので、こちらも分からぬということでございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） これ、国レベルでは分かっているんですね。ただ、警察レベルで分かっていないというと、治安の問題と外国人が本当に車取得して、ちゃんとした法規にのっとってやっているとは思えない事故が結構多発しているので、大変心配ではいるんですけども、補償関係になると、何かこれは、新聞等のあれですけれども、日本語が分からぬふりして逃げてしまうみたいな話とか、この間の中国人だと

同乗者は不起訴になったとか、そういう問題が出ていて、非常に交通の安全の面でもちょっと不安な感じがしたんですけども、これは答えられないじゃなくて、把握していないというのは、答えられないと思うんですかね。

データとして持っていないということなのか、答えられないのか、分からないです。分からない。じゃいいです。

大変不安ではいるのが現実であります。国を見ますと何か最近強化して免許取得も難しくなるとか、今度改正するときはもっと厳しい条件をつけるとか、詳しいことが載っておりましたので、それに期待するしかないと思います。

4番目に入ります。外国人の土地取得についてでございます。

これも安全保障上非常に気になる問題でございます。今、この土地問題、非常に国がちゃんとした政策というか、取らないので、ばんばん外国に土地を所有されている。調べてみると、中国、韓国等々が多く土地を取得しているようでございますけれども、我が西郷村において、その外国人土地取得、どのくらい企業、個人で取得するか把握しておるでしょうか。

○議長（真船正晃君） 税務課長。

○税務課長（須藤隆士君） 11番鈴木勝久議員のご質問にお答えいたします。

村内における外国人の土地取得状況についてでございますが、日本の法律では、土地の取得に関して国籍等の制限は設けておりませんので、基本的に外国人であっても、土地を取得することは可能になっております。

また、村内に固定資産を所有する外国人の情報については、原則、住基データにひもづけて管理をしており、日本人か否かの確認はできますが、村外在住の方については、課税に必要な情報のみひもづけており、その場合、日本人、外国人という区分けはしておりません。

そのため、村内固定資産所有者全てから、外国人の正確な数を把握するのは困難でありますが、登記名義人がアルファベット、片仮名表記である方や、読みが外国人と思われる方を抽出して確認しましたところ、おおよそ20人前後ではないかと推測されます。

また、そのほとんどが永住者になり、土地の利用形態も宅地としての利用が主なものになってございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） これ、個人宅の永住者で宅地は問題ないんですけども、上海電力のように、400町歩等々持っている企業に関しては、例えば前も太陽光パネル問題で話したんですけども、高助地区にありますよね、太陽光発電。

あれ、私が4年、5年前に見たときは、根抵当権がつけられたんですよね。その後にその土地の所有者が変わったという話があったんですけども、あそこは現在誰の土地になっているかご存じでしょうか。

○議長（真船正晃君） 税務課長。

○税務課長（須藤隆士君）　ただいまの再質問にお答えいたします。

すみません。ただいまこの場ではそういった情報は持っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（真船正晃君）　11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君）　昨日1番議員が聞いていて、水源の問題等々あります。今、その上海電力が持っている土地、これは水源に近いんですね。黒川ダムと、真ん中には黒川と堀川と谷津田川、こっち側には堀川ダムですか、堀川ダムがあります。

非常に水源に使いところに位置しています。これは買ったときは山林だったと思うんですけども、山林じゃなかったんでしたっけ。ゴルフ場の跡地を買ったんですね。

西郷に土地を求めるとき、太陽光でもいいんですけれども、林地開発許可を出すときは、その地目変更をなさいますよね。それは、そこにある農業委員会の審査を受けるんでしたっけ。農地じゃないからいいんでしたっけ。森林は。

何を言いたいかというと、TOKIO-BAAの話がありましたけれども、あそこも農地か何かだったんですね。それが雑地になって、今になると誰にでも転売できるという話なんですね。もう農業委員会通らなくても。あのときは農業委員会通らなきや駄目だったんですよね。

何を言いたいかというと、多くの土地を買うとき、必ず農地であれば農業委員会を通らなきやならないですね。ですよね。

#### ◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君）　11番、お待ちください。

ただいま11番鈴木勝久君の一般質問の途中でありますが、午後2時20分まで休憩いたします。

（午後1時59分）

#### ◎再開の宣告

○議長（真船正晃君）　再開いたします。

（午後2時20分）

○議長（真船正晃君）　休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

11番鈴木勝久君の一般質問を許します。11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君）　休憩前は、ちょっと調子が出なくてすみませんでした。

資料をいっぱい作成して正確な情報を伝えないと非常にこの外国人問題、デリケートな問題でありますから、間違ったら大変かなと思って慎重を期したので、ちょっと期し過ぎて質問の資料の読みが不足していたということで、今、質問に出していたのは、大体国の問題が多かったんです。それで、村では難しいかなと思いながらも問題にしたわけですけれども、土地問題とか年金受給問題、それとか不法移民問題、それに自動車運転免許証の問題とか、土地取得の問題、総合主義的な問題もありますけれども、それが、ほとんど国が本気になって今までやってこなかつたそのツケが急にここに出てきた。それで、国民がそうだそだということで沸き上がった事例かなと思

っています。

この問題に触れると、意外とその人権的な問題が差し迫っているんで、マスコミにいろいろ言われて今までの問題が山積みになっていたのを先送りしたと、国の責任が多いかなと思います。ただ、我が当村においてもこの外国人については結構来ていますし、外国人による犯罪歴も横ばいありますけれども、1万7,000件ぐらいの犯罪が全国では起きておりますので、こういう面でも情報共有して（6）にもありますけれども、この日本が今置かれている立場、西郷村もそうですけれども、大変人材が不足している。特に、建設関係とか介護関係、その辺の人が大変不足している。そういうのを見合うためにどうするか。当然、外国人の助けもこれからは必要になるんじゃないかなと思いました、それと仲よくしていくのには、（6）番と（7）番、（5）番から入っていきますけれども、どうに共存するかという問題が出てくると思うんです。

（5）番からまず入りたいと思いますけれども、外国人が直面する諸問題とあります。これどのような問題が想定されるか、お答え願います。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（仁平隆太君） ご質問にお答えいたします。

村にとってということではなくて、あくまで一般論となりますけれども、外国人が直面する主な問題としまして、法務省の調査によりますと、主に、言語や文化の壁、生活環境の課題、法制度への理解不足、日本社会からの誤解や偏見等が問題視されており、こうした問題の解決には、日本人と外国人が互いの違いを尊重し合い地域社会の一員として共存できる多文化共存社会の実現が不可欠ということです。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 今、犯罪等々は当村にはないというお答えでございました。でも、今400人ぐらいの外国人が日本じゃなくて西郷村にも滞在しています。今言った言葉とか、文化の壁等、あと外国人に抱く偏見ですね、いろいろそういうのがあって村民の方も不安視されている。よくそういう部分をお互い理解し合えば共存ができると思うんですけども、そのそういう諸問題、コミュニケーションの不足、日本語能力が不足しているのでコミュニケーションが取りづらいとか、差別的なという不当な扱いを受けているとか、制度が日本が複雑過ぎるからなじめないとありますけれども、これを解決していくないと、なかなか今、我が西郷村は外国人に対してあまりなじみがない。それで、言葉、文化等々の理解が少ない。それによってコミュニケーション不足であるので、宗教上の問題も理解、日本人自体も理解していないところがあります。

そういう文化の違いも私たちも私たちで理解しなきゃならない部分ありますけれども、それを我が西郷村でそういうのを払拭していくために、（6）番に入りますけれども、どのような解決策というか、私たちここにもともと住んでいる西郷の人たちと、またはそういう外国から来ている人たちのコミュニケーションを密にしていく方法と

か政策、西郷村で考えていることをあつたらお伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（仁平隆太君） ご質問にお答えいたします。

先ほどと同様、村でということではございませんで、一般論とあくまでなりますけれども、法務省では、外国人との共生社会の実現に向けたロードマップを策定し、相談窓口の多言語化、外国人支援コーディネーターの育成、人権啓発活動等を行なながら外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を一層推進していくこととしています。

また、出入国在留管理庁におきましても、外国人の入国後、日本滞在中のルールや手続、困った場合の連絡先等について記載のあるパンフレット等の配布を行い、周知をしておるというところでございます。自治体、村も自治体でございますけれども、自治体もこういった国の施策に合わせて、国と自治体協力して進めていくことになろうかと思います。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 今、答弁いただいたのは、（7）番にも関係することでございますけれども、繰り返しになりますけれども、この共生するためにはどうするか。これも折、ときに触れて実施していき、世間で言われている多様化、多文化共生、この辺についても行政が先頭に立ってやっていただきたい。また、村民に対する不安払拭、もしそういう質問等々が村にございましたら、丁寧にその問題解決に向けて取り組んでいってほしいと思います。

続きまして、2番に入らせていただきます。学校の統廃合問題についてでございます。

私たちが、統廃合問題、小・中学校、学校適正規模・適正配置等に関する手引きを頂いたのは、去年、おととしましたか、去年でしたか。令和5年9月西郷村学校適正化配置検討委員会の資料が、令和5年9月となっていますので、そこでの資料が配付されたので2年になりますか。私が村に資料請求をしました。西郷村学校適正化配置検討委員会の会議録、これの第3回と第4回の会議録を資料請求しました。それと、西郷村の望ましい教育環境の在り方に関するアンケート調査の集計結果についての資料を請求しましたが、アンケート調査については、まだまとめていないということで至急にまとめていただきたいのと、検討委員会の会議録は出せないという問題でございました。

その内容につきましては、外部からの干渉や圧力によって妨げることがなく、自己意見を率直に発言できるよう会議の中立性を担保しなければならないと。委員会には会議録を公表することを前提に会議を設置したものではなく、会議録公開を理解していただいた上で委員をお願いしたものではないということで提出できないということです。

ここで問題なのは、まず、この適正委員会がたった4回しか開いていないと。大事

な部分、意見の部分ではこの3回、4回目の2日間しか検討していない。まず、ここが問題でございます。この検討委員会2回、3回で、この検討委員会の資料を、提言を村に提出した。私は非常にこれは無責任ではないかと思っております。というのは、これからいろいろ触れていきますけれども、非常にこれ大切な問題なんです。村をどうするか、将来西郷村をどうするか、地域をどうするか、地域の協働をどうするか、将来そこに住んでいられるかいられないか、非常に重大な問題をはらんでいる問題でございます。それをたった2回、全体では4回開催していただいたんですけども、それでこの提言書をまとめて、提言書に沿って西郷村が統廃合に動いた。非常に私からすれば無責任でありますけれども、これまで質問に入る前に、なぜこの2回、4回の提言書で十分なのか、その辺をお聞き願います。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） 11番鈴木勝久議員の一般質問にお答えいたします。

適正化委員会4回でこの提言書が提出された。回数が少ないんじゃないのかというようなご質問でございました。

第1回目の会議は国の方針などそちらのほうの説明をしながら、今西郷村がどんな人口推移をとどっているか、子どもの数がどれだけ減少しているか、西郷村の現状のほうを説明しながらやつてまいりました。2回目に入りまして、西郷村の学校の維持管理とかその辺のご説明もいたしました。3回目に入りまして、委員の皆様から中学校は1つにしたほうがいいんじゃないかというような提案がございました。小学校につきましても、3つが望ましいんじゃないかと委員の皆様からそういったご意見がありまして、それでは、その中学校1つ、小学校3つというような形で提言書のまとめる方向で進んでいったというような状況でございます。3回目のときにその話が出ましたので、その中で方向性を決めながら今回の提言書を作ってきたと、4回目の部分に関しましては、その提言書を皆さんでどんな方向に持っていくべきかというような形でまとめ上げたというような形となってございます。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） だから、なおさら会議録、内容でどのようなことが吟味されたか、意見が出されたか知りたいんですよ。昨日、私がこの学校統廃合にめぐる住民、行政関係の過程ということで、住民と行政の協働に関する基本的視点という本、本じやなくて論文、これ見ただけでも200近い設問があるんです。地域住民と行政がこの統廃合を議論する内容についてこういうことを問題提起して、こういうことを議論し合おうというだけでも。これ昨日一日かかったんですよ、読むのに。

ですから、その下地もなくてただ自分たちの意見で適正規模、国が出している、文部科学省が出している2027年1月7日に出している資料だと思うんです。少子化に対応した活力ある学校づくりに向けてという資料を読み込んでの話だと思うんです。提言書がまるきり一緒ですから。だから村のことを考えるんじゃなくて、これは文部省マターなんですよ。文部省から言われたから西郷村もやりましょう。西郷の実態調

査したら、人口増えているんですよ。

今、2002年から2023年の21年間では、8,800校が廃校になりました。2021年から2023年、この3年間でも1,000校が廃校されました。それは人口減少が問題です。これはファクトでございますけれども、西郷村はというと意外とここに入ってるんじゃないですよ、人口が増えているんですから。大体は3分の1とかなんか人口が減ってどうしようもなく、子どもがいなくなつたから4つも5つもまとめて一つにしようというのが今までの読んできた中でどうしようもない、子どもを考えるとこのままではという状況がほとんどだったんですよ。

西郷村の今の状況、説明したらあれですよ。俺は聞いていたから何か質問しづらいんですけども、西郷村の状況、今どういう状況だか人口は増えているんですよ。みんな喜んでいますから。西郷村だけは日本中で人口が増えているねと人口が増えているところの統廃合というのは聞いたことない。それを踏まえて、西郷村の今の状態は10年前と比較してもいいですけれども、10年後も推計してもいいですけれども、ちょっとそこの辺お知らせください。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） 人口の推移につきまして答弁のほうさせていただきたいと思います。

人口なんですが、まず、平成2年のときには1万6,194名だったのが、令和7年でございますが、こちらおよそでございますが2万1,174名、これはおよそでございます。それに対しまして子どもの数、児童・生徒の数でございますが、平成2年のときには2,248名でございました。そちらの数が令和7年になりますと1,661名というような現象となってございます。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） それを踏まえてでございます。まず人口の動態が分からないとどういう状況か分からないので、（1）番に入らせていただきます。統廃合の目指す最終着地点でございます。

これは、提言書を参考にしますと先ほど課長から言われましたように、小学校を3つ、中学校を1校とすることが望ましいと提言には書いてありますが、村長のお考え、最終的にどこまで持っていくんだいということなんですけれども、行政としてはどのようにお考えでしょうか。お願いいいたします。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

まずもって、提案書の委員の皆さん本気になって一生懸命、数は4回でありましたけれども、本気になって子どもたちのことを考えてまとめ上げました。無責任という言葉もありましたけれども、私はそれなりに村の将来を考えて子どものために考えた提言書、まずもって、そのことをお話しさせてください。

そんな中で、2024年子どもの合計特殊出生率1.15、そして68万

6,061人という子どもの数があります。もう危機的状態であります。ベビーブームの時代270万人ですからそれからするともう200万人減っているんですよね。そういう状況であります。

先ほどもお話しましたけれども、令和6年度、令和7年度の2か年をかけて将来にわたり子どもたちへよりよい教育環境を提供していくため、望ましい教育環境の在り方に関する基本方針の策定を今進めているところであります。西郷村の教育のよいところ困ったところ、今後の西郷村教育環境に期待することについて、教職員、保護者、生徒のワークショップやアンケート調査、地域の方との懇談会を今後実施して意見をいただきながら、これからのおよき環境に関する方針づくりを今進めているところであります。

ご質問の統廃合の目指す最終着地点ですが、小学校では集団生活を通して、規律や協調性、競争心、コミュニケーション能力を育てられる学級数、児童数が必要であり、中学校では小学校の理由に加えて、教科専門の先生が輩出されたり、集団的活動、部活動が活発に展開される学級数、生徒数が必要と考えております。

現時点で、統廃合をいつどのように進めるかといった結論までには至っておりませんが、全ての西郷村の子どもたちが、将来にわたって夢を持てる教育環境を提供していくことを最終目標としているところであります。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 村長、この統廃合には子どもの教育問題は確かに一つあります。私がその地域の問題上げていますけれども、それと地域に存続に関わる問題もあるんですよ。そうすると、それは西郷村全体をどのように考えているかという問題に結びつくんです。

先に言っちゃうとあれなんですけれども、この学校の問題って子どもたちの問題だけじゃないというのは、もう8,000校も全国で廃校になっている事例で分かるんですよ。30年で廃校になった地域は、30年で若者がいなくなります。60年たつとそこは限界集落を迎えます。極端に言うと、そうすると東京一極集中になっちゃうんですよ、最終的に、極論だと、次の世代は都市部に住みますから。やっていることと言っていることが真逆なんですよ。

そして、地域活性化とか何か言っていますけれども、現実的にはそうなんですよ、今。集中と選択、増田さんが言ったでしょ。あれで怖いのは、限界集落が八百何ぼ自治体が消滅する。これ心理的作戦なんですよ、攻め方が。もう最初に答え出しちゃって、だから若い人はそんなところにいなくて、都市部のいいところに住み替えたらどうですかと若い人がそこに行っちゃうんです。だから一極集中とかそういうのが加速するんですよ。それに賛同するんですかという話なんですよ。

西郷村は今、経済力指数、財政力指数でもナンバーワンクラスなんですよ。新しい政策を打っていったらいいじゃないですか。もっと人を増やす。子どもを増やしてもらう。今西郷村で当たっているんでしょ、それが、それで移住って。西郷は生産人口が増えているし、決して西郷村は後ろ向きじゃないんですよ。出生率は低いですよ。

それは理由あります、いろいろ。それも分かりますけれども、でも何もやんないんですよ、10年間かけて。

石破さんが今回辞任したから言わないんですけれども、10年前石破さんがつくったんですよ、あれ、創生大臣になって、失敗なんですよ、あれは。西郷村は頑張ってきているんですよ、これ。新聞にも村長載っているし。昨日は君島さんがすばらしい政策を打っているってちゃんと褒めたじやないですか。だから、西郷はほかの自治体以上に頑張っているんです。ですからこれを止めないでほしい。それを強く要望したいんです。

別に内容いい加減に、その検討委員会の人たちがいい加減なことを言っているとは言わないですけれどもちゃんと立証したのか。小規模校がすばらしいところいっぱいあるんですよ。それを右倣えで潰していいのかという。メリット、大規模のメリットしか行政では言わないじやないですか。小規模は小規模なりのいいところもあるし、今までやっていないこといろいろあるんですよ。複合にしたり、別にしたり、そこにＩＣＴっていうんですかあれ、インターネットまで入って来ているんですから。いろいろな方法試している。そういう時間が西郷村にはあると思うんです。財政難でにっちもさっちもいかなくなって、インフラ整備もできない状態で縮小するわけじゃないんですから。

だから、もっと考える余裕があって、その村長は明言しませんでしたけれども、これは行政がその適正委員会にこうしてくださいとお願いしているんですから、本当は行政が責任取ってちゃんとケツを決めていっているはずだと思うんです、私は。じゃなかつたら、公共何とか施設基金なんて積み増ししていないでしょ。

それは、西一中の問題もありますし、50年たったからどうするんだという問題とかありますし、羽太小学校も大分たってきた。でもあそこは、地震で全然被害なかつたんですよ。前の建設業者何て言うか分からないですけれども、一生懸命やっていたいんですよ。だからあそこ50年近くたちますけれども全然壊れたところないですよ。補修は必要でしょうけれども。そういう面でまだ実証もしていない。1人であっても2人でも川谷なんか今すばらしいと思いましたよ。大規模じゃなくて、何人もいるところ。

これ最後になってくる不登校の問題が非常に大事な問題で、そこを触れますけれども、あそこにそういうのを望んで来ている人がいるんですよ。それをどうするんですか、あそこにいる子どもを。村長は、誰一人取り残さないと言ったんですよ。それは、最後のこの教育機会確保法にも書いてあるんですよ。誰一人取り残さない。大規模校に行きたくない子どもがいるんです、現に。そういうのもわきまえて全ていいなんていう話ないです。

大体、今まで少なくしていって、1学年を40学級から35学級、30学級、20学級にしていくんでしょ。少ないほうが効率いいし、いいに決まっているんです。けれども、いろいろな方法をどこも試していなくて、極端にもうそっちのほうに向かっていっちゃう。村長がそんないい加減じゃなくて、一生懸命やっていたからそこに

いらっしゃったんですけれども。行政が一番、もうちょっと続けますか、行政がちゃんと、適正委員会にちゃんと諂って、適正委員会でちゃんと答え出しているんですから、学校1校にすることが望ましいって中学校は。ここ老朽化とかぞろぞろ問題あります。

踏まえなくて結構なんですけれども、さっき言ったように積立金も積み増しし始めました、西郷村で。それで、村長が答えを出さなかった。それも、俺も無責任だと思います。最終的に地域が決めると言っていますけれども、地域とかP T A関係、あれがすると言うと、大体教育関係だけをやるとそっちに行っちゃうんです。考える時間を与えないで。それが危険だってここで述べているんです。

ですから、村長、例えば（2）に入りますけれども、地域住民との合意形成、これについてこれどこでも言っていますけれども、地域のコミュニティーが希薄になる。このコミュニティー問題からすると、そのさっき言った行政が提唱している協働と関わってくるんです。地域住民が一緒に行政と参加していろいろ意見を出し合ったり、いろいろな仕事を一緒にすることによって地域が活性化するんですよ。行政任せだったり、住民任せでは駄目なんです。この辺を、この相互理解とか信頼をなくして本当に西郷村が活性化されるのか、そこが心配なんですよ。

地域というのは、私、羽太に住んでいるからあれなんですが、小学校単位で、小学校中心に物事動いているところが多くあるんですよ。文化の継承問題も学校でやっていただいている、塩谷さんが。自治体自体が、自治体というか行政自体に天道念仏という無形文化財があったんですけども、これが皆様のご意見で総意なんでしょうけれどもやらない方向にいって、それでも学校ではその文化を大切にしようと残っているんです。そういうのも吸収されると、そういう大事なことを文化の継承をして学校で教えていて、先人たちが一生懸命ここで働いて地域を守ってきたから私たちがあるとか、この地域には昔からこういうことが根づいていたんですよというそういうのが、まるきりその教育の中に入つてこなくなっちゃうんですよ。それまで捨てちゃうんですかという話なんです。

そうすると、さっき言ったように、コミュニティーが希薄になると子どもも簡単なんですよ、これ。子どもは地域の人たちにも育てられているんですけども、例えば羽太から米小学校だ熊倉小学校から行くとバスとかそんなことが出てきますけれども、そういう話になっちゃうと、地域の住民との付き合いがなくなるんですよね。そうすると、そこでの愛着がなくなるんです。そして子どもたちはそこに住もうと思わない。環境がいいところとか便利なところに行きたがる。そうすると、地域は衰退しますよ。その辺どうお考えなんですかということで、（2）の①学校を中心としたコミュニティーを形成しているが希薄になろうコミュニティーをどのように立て直すのかお伺いいたします。いかがですか、村長。

○議長（真船正晃君）　　村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君）　　お答えいたします。

地域コミュニティーは本当に大切であります。今議員がおっしゃるように、昔は地域全体で子どもを育ててきました。私ももう地域で誰彼なく区別なく地域の宝という

ことで、一生懸命怒られたり指導を受けたりして育ってきました。そういうことで、地域のコミュニティーは本当に大事だと思っております。ですから、今後そのワークショップ、地域の意見を十分聞きながら、丁寧に聞きながら進めていく考えであります。

先ほど、天道念仏踊り、本当に私も学校行って子どもたちの一生懸命やる姿本当に感動しました。それがなくなるということは非常に今までいろいろな文化、歴史がありましたけれども、そういったことがなくなること私は本当に残念でならないと思っております。しかしながら、やはり将来を考えた中で、今校舎も老朽化しております。先ほど課長が言いましたけれども、人口は増えているけれどもいずれ子どもの数は少しづつ減っていきます。それを見据えた形を今やらなきゃならないと私は考えております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 村長つらいのは分かります。村長も若い時分は何十年もスポ少とか何かやって地域にとか子どもに貢献してきたそういう状況ですから、苦渋のという意味もあるんですけれども、まだそれにしてもいろいろ試していない状況で、川谷でもある一部は試しましたけれども、ああいうことをやってそれで10年間この出生率の上がらない状態、これ放置したわけではないとは思います。いろいろやっていてその間に質問もしましたから、まち・ひと・しごと創生会議とか総合戦略中で、いかに少子化対策に向かってやってきたのは十分承知していますけれども、でも何もまだまだやり足りないじゃないかなと私は思います。

今、一生懸命やってきたとか、子どもたちのことを一生懸命、子どものことを考えてやりましたけれども、今言っているのは地域住民との協働の話なんですよ、信頼関係の話なんですよ、地域の活性化の話なんです。そのほうには触れませんでしたけれども、地域コミュニティーをどのようにその統廃合が終わった時点で、終わったというか、地域から学校を中心とする学校をなくした場合、そのコミュニティーをどのように再生してくださるのか、そういうの答えを持っていなくてただ廃校にさせるというのは無責任だ。そこを申し上げているんでございますけれども、その辺についてご答弁お願ひいたします。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 統廃合になった先の活性化、信頼本当にそのとおりであります。考えられることは、閉校にある程度いかなきゃならないんですけども、まずは、もし廃校した場合、施設をどうするかという今ある学校でそれも含めて、また地域をどうするかという課題があります。いろいろ考えがありますけれども、1つは集客施設ということもあります。

実際、玉川村では森の駅を造ってカフェ、アウトドア体験ということもありますし、また地域の方の交流施設ということで図書館、公民館などということの利用ということで、石川町にモトガッコということ、私もここへ行ってきました。にぎわっていました。そんな中で、子育て支援拠点、屋内遊び場ということ、その利用となっており

ます。

また、産業に寄与する施設、企業の事務所、あるいはコワーキングスペースなどいろいろな利用形態があるかと思います。

また、芸術文化施設、芸術活動の場所として、これは那須町にあるんですけれども、ユートピア蓑沢という施設もございます。これに限らずいろいろなことも将来考えていかなければならないと思っております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 廃校になった跡地の利用状況です。全国でも8,000校、5,000校のうち、7割、8割はそのようないろいろな公共施設に変わっているのは承知しておりますけれども、それとコミュニティーを形成する話はまた別なんですよ。小学校というのは特殊事情があります。あそこでPTAになってお互いに子どもを囲みながら運動会、それに学習発表会等々でPTA父兄が集まって、いも煮会をやったり、バーベキュー大会をやってみたり、そういう顔の見える交流がなされている。それで、その次の世代につながっていく。だから、それは一朝一夕にはできない。そういう積み重ねによって地域が活性化というかコミュニティーが取られていく。

そして、地域の環境美化、いろいろに皆様で協力してその地域を活性化させていく。それは、地域のものだけないんですね。その地域は道もありますから、インフラが整っておりますから、ほかから入ってくる人の交流人口、またはそこを通り過ぎて、羽鳥、会津に抜ける人たちにも利用できますし。その地域がなくなるというか衰退すれば環境関係も悪化します。人の活気もなくなる。住まなくなるし、人がいなくなるし、ますます拍車をかけて人が減っていく。そういう悪循環に陥るわけでございます。

ですから、この10年間、西郷村がその創生、まち・ひと・しごと創生会議というか、総合計画で、どのように人を少子化対策を行ったのかというのも、ほかを見るとあまり言えませんけれども、甚だその国が取った政策、それほど本気になっていないなと思います。一極集中と言っても働き手を東京に持ってきて、地方で子どもをつくるってもらって、生産人口が終えたらまた地方に帰ってもらうみたいなそんなにしか見えないんですよね、国の政策。一生懸命何十年も何十年も働いてきて、国の言うことを聞いて働いてきて、大体だまされるんですよ。国の政策って間違っているんですよ。

この30年間、日本が経済成長一つもしなかったというのは、真面目にみんな国の政策を真剣に聞いてやってきたんです。日本人だけですよ、こんなに一生懸命働く人。それでいい思いしていないのが日本人なんですよ。誰も文句言わないでけれども。やっと言い始ましたんですよ、声に出して。この参議院選からインターネットで言いましたよ、本当の部分ね。

我々も一生懸命国の政策に付き合って、一生懸命やっていたんです。誰も悪いことやっていない、人一倍働いてた、地域も人一倍やっていた。それで統廃合されて、また縮小されるんですよ。これ西郷村、それも許していいんですか。西郷村だけは、いや羽太も活性化しよう、川谷も活性化しよう、やってみたらどうなんですか。

②番、③番、地域の存続についてどのようにお考えになっているか伺いますと、地

域の活性化について、この②番、③番、村長お答え願いますか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

地域の活性化ということで、先ほど、廃校の跡地どうするかというお話もさせていただきました。消滅可能性のある自治体ということで、昨年発表されました。私たち地方は、国土保全と食の提供ということで、本当に地方は頑張っております。真面目に、特に西郷村は真面目に頑張っております。

そんな中で、議員も先ほどお話ししましたけれども、特に西郷村の総合力で人口が増えているということあります。そんな中で、活性化地域の本当に私何かあるときには、失礼ですけれども羽太街道には何かないか、川谷に何かないか、いつもその思いであります。二極化というよりも全体が伸びなきや西郷村は活性化につながらないといういつも頭には置いてあります。

そんな中で、成功させるポイント幾つかあると思いますけれども、的確に地域住民のニーズの把握とか、住民参加、そして持続可能な地域モデルをつくったり、魅力的なコンテンツ、情報発信しながら西郷村全体が伸びるように努力して、一緒に考えていきたいと思っております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 村長、本当に住民参加、活性化を願うんであれば、ご丁寧なこの地域との合意形成に向けて頑張っていただきたいと思います。

私たち一般の人は、この廃校に当たって、地域がどういうふうになるか想像はまだできないと思いますし、他地域でそういう成功事例、失敗事例も分かりません。成功しか、皆様は1年目の成功しか追っかけない。そういう知識も地域の人たちには分からぬんです。だから1回説明してこういうメリットがあります。こういうことをしますだけでは駄目なんです。一番ここで大事なのは、さっき言ったようにこの協働の精神なんですよ、地域を活性化させるのには。これだけで何百という設問があります。これを覚えさせるというか認識していただくためには、何回も何回も何回もいろいろなところで、いろいろな情報を持つていきながら、膝を交じ合わせて担当職員をつけてやっていかなきやならないんです。

一般の住民の方々は全部仕事を持っていますから、今。遊んでいる人はほとんどいないと思います。ですから、その人たちに理解させるのはなかなか難しいんですよ。そういう学習の場も、自分でそういうのを資料を取る時間も、読み込んで納得する時間とか、こういうのをやりたいという時間もないんで、1回こつきりで村のいいことだけをぼうぼうぼう言って、ほかの地域ではこうなっています。だからうちもやりますじゃなくて、西郷式で何回も何回も地域の方々とお話し合って、そこで一つ一つ課題を解決していくって、それで最終的にこの協働、村の地域住民と行政が一体となって活性化させる。そこまでいけばすばらしいものですけれども、そのためには時間が必要なんですよ。だから、それを約束していただけるでしょうか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

議員言われるのは、本当に私も理解しております。学校がなくなるというのは寂しい。私も夏休みはちょっと寂しいんですけれども、熊倉小が学校再開して子どもの声聞こえる、そして子どもたちが歩く姿を見るとやはり学校はいいなとそういう思いがあります。そういった中で、本当に急がなければならぬけれども、丁寧に丁寧に説明しながら進めていきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 納得させちゃったら駄目なんですよ、意見を吸収しないと、意外と行政の方々は上手ですから。だから、こうだこうだこうだというメリットを言って納得させるというパターンが多いですけれども、逆パターンでこういうのもできるんじゃないかな、可能性も残しておかなきゃならないし、そこに疑問符もつけなきゃならないですよ。どうしたらいい、こうしたときどうするああする、それがうまくいけば地域を活性化、協働が本物になって、そこにいろいろな自主防災組織、今つくっていますけれどもそういうのじゃなくて、地域を活性化するためにNPOもつくったり、いろいろな方法で地域の一人一人が、今学校で一生懸命やっていますけれども、主体性をそこで養えるんですよ。

主体性というのは、決定と自己責任なんですよ。この自己責任を今まで教育では植え付けていなかった。学校の先生が上から目線でこうですよこうですよと言つて、子どもらに考えさせる時間を与えなかつた。それで、主体性の持つ人間が出来上がらなかつた、日本には。今の子どもたちは指示待ち人間が増えてきちゃつた。企業が求めているのは、その主体性のある人間を求めてるんですよ、今、ですね、教育長。盛んに言われているんですよ、それが。それで、時間がなくなつたんで大変です。

続きまして、（3）通学環境の悪化について考えます。これ、例えば統廃合起きましたと、通学の問題だけじゃありません。いろいろなデメリットがあります。大規模になってのデメリット。これが（4）番にありますけれども、このデメリットを本当に議論しないといけないと思うんですけども、そのままで、書いちやつたんで通学路の通学環境の悪化について伺いますけれども、これ例えば、中学校が1つになったとしますと国道4号線から甲子まであります。羽太から馬場坂まであります。どうするんだという話なんですよ、まず。中学校を1つにした場合。真ん中といったらこの辺なんでしょうけれども、1つにしたらその通学どのように解決するんでしょうか。お聞かせください。

○議長（真船正晃君） 教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君） 今、統合した場合にということで、心配される通学の問題ということで、これはやはり一番心配なされるところだと思います。今は大体小学生が4キロ、それから中学校は6キロということで、学校配置はされて大体いるわけでございますが、およそ1時間かけて子どもたちは通学しているような状況で、7割、8割はそれ以内で通学している状況でございます。そういった場合、今登校の問題と

なると当然通学距離が伸びます。そういうことを考えると何といってもやはり子どもの通学の安全、それから保護者にとってはやはり負担がないような対応をしなければならないと考えております。そのためのスクールバスの配置をしたり、編成をしていきたいなというふうに思います。

今、熱中症の問題やそれからいろいろ先ほどありましたように、いろいろな獣の問題ですね。熊の問題やそういったことで通学を脅かされている場面もございます。そういうことを考えたり、また雨になると保護者がかなりこう子どもたちを送って来るような状況で、非常に通学には保護者の負担もかけているところでございます。そういうことも含めまして、やはり通学についてはスクールバスを十分に配置しながら、子どもたちの安全・安心な登校をカバーしていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 11番。

スクールバスで解決したと思うのが誤りでございます。まず、道路の安全部を考えなきやならないですよね。時間が1時間、1時間というかあっちこっちから来ますから、そうすると子どもたちは自然と時間も奪われます。あれもクラブ活動もいろいろ時間あります。受けない人もあります。その後、塾に行ったり、習い事に行く子どもらも現れます。それに間に合わなかったら、父兄の保護者の方々が送迎もしなきやならないとか、いろいろな問題が生じます。だから、スクールバスが何回回ってくれんのか、何台用意されるのか、そういう問題が発生しますから、この通学環境だけでもいろいろなデメリットが発生するんですよ。

それを2つであったならば、自転車通学して自分が好きなときに来て、好きなときに帰って保護者の世話にもならない。もう健康的にも自転車で来たり、歩いてくれば健康も阻害されない。それだけでも運動になる。すごいデメリットが1つに、1校にしたために起きます。一番問題は、その前の最後のほうにいくと、そのいじめとか何かの話が出てくるんですよ、1つになると。そうすると最後のやつは、不登校に対する問題がいろいろ出てきますけれども3分しかないんで、これではどこにも入ることできないので、そのここで質問は終わりに成らざるを得ませんけれども、本当に真剣に考えていただかないと、子どもたちをよかれと思って1つにするんでしょうけれども、私からすれば中学校を1つにしたメリットなんかどこにもないと思っているんです。

ただ、西一中が50年たってそろそろという話が先に出て、その2つを1つにしたメリットなんかは考えない。だったら問題は、こんなでかい60億をかけた庁舎何で造るんですかって、給食センター15億もかけてみんなでかい大きな給食センター何で建てるんですか。人口が減るんでしょ。学校だけ小さくして、庁舎は3倍も4倍も広くした。給食センターも3倍にした。矛盾が生じているんです、そういうところに。そして、この地方創生では、小さな拠点づくりをメインにしていたのが、西郷村は小

さな拠点じゃなくて、大きな拠点になっちゃったんです。

ですから、大きくするんであれば、羽太も生かす、川谷も生かす、米村も生かす、長坂も生かす、そういう発想でもう一回組み直して見たらいかがなんでしょうか、総合的にやっていただきたいと思います。

この続き 12月もこれでやっていきたいと思いますので、時間がないのでこの辺にしますけれども、私も本気でございます。村長のちゃんと本当に責任ある答え求めたいと思いますので、12月にもこの件で触れさせていただきたいと思いますけれども、この辺で一般質問を一時保留にして終わらせたいと思いますけれども、また12月にお目にかかります。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（真船正晃君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

なお、9月11日は定刻から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後3時21分）

